

地域と学校の連携・協働体制構築事業について

令和7年1月28日

総合教育政策局 地域学習推進課 地域学校協働推進室

- 1. 令和7年度予算案等について**
- 2. 令和7年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」
の実施について**
- 3. 令和6年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」
実績報告及び令和7年度交付申請について**
- 4. その他関連する取組について**

1. 令和7年度予算案等について

2. 令和7年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」 の実施について

3. 令和6年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」 実績報告及び令和7年度交付申請について

4. その他関連する取組について

学校を核とした地域力強化プラン

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）
令和6年度補正予算額

7,553百万円
7,637百万円） 文部科学省
82百万円



背景・課題

- ▶ 少子高齢化、地域のつながりの希薄化等により、子供を取り巻く地域力が衰退している。また、学校における働き方改革への対応、いじめ・不登校対策、放課後児童対策、児童虐待の増加等、学校や家庭が抱える課題も複雑化・困難化しており、学校・家庭・地域それぞれだけの対応では限界が生じている。
- ▶ **学校のみならず、家庭や地域住民等が相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支える社会を実現する必要がある。**
- ▶ 自治体が、それぞれの課題やニーズに応じた効果的な取組を実施できるよう、**複数の事業を組み合わせた総合的な支援を実施する。**

事業内容

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築
- 地域の多様な関係者の参画による地域の特色を生かした教育活動の充実

学校と地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる環境の醸成

地域全体で子供たちの成長を支える社会の実現

事業概要： 下記①～⑥のメニューを組み合わせる自治体の取組を総合的に支援する補助事業

補助率： 国 1/3、都道府県等 1/3、市区町村 1/3
（都道府県等が直接実施する場合、都道府県等 2/3）

対象（交付先）： 都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）

件数・単価： 各メニューによって補助対象となる件数・単価は異なる

1

地域と学校の連携・協働体制構築事業

7,052百万円（7,050百万円）

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組を支援。地域と学校の連携・協働による学校運営、地域住民が参画した学習支援・体験活動や働き方改革に資する取組など多様な活動を推進。

2

地域における家庭教育支援基盤構築事業

68百万円（70百万円）

家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報の提供に加え、個別の支援が必要な家庭に寄り添った相談対応の実施や、それに対応するためのチーム員等に対する研修の強化について支援。

3

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

240百万円（329百万円）

令和6年度補正予算額（案）82百万円

スクールガード・リーダーやスクールガード（学校安全ボランティア）等の活用に加え、スクールガードや学校の安全点検等に参画するボランティア等の養成・資質向上の促進により、学校や通学路における子供の安全確保をより一層強化。

4

地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業

9百万円（9百万円）

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する自治体の取組を支援。

5

健全育成のための体験活動推進事業

99百万円（99百万円）

自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験など宿泊を伴う様々な体験活動を通じて、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促進。

6

地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

8百万円（8百万円）

キャリアプランニングスーパーバイザーを都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育を推進し、地元就職地域を担う人材を育成。

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和7年度予算額（案） 7,052百万円
（前年度予算額 7,050百万円）



文部科学省

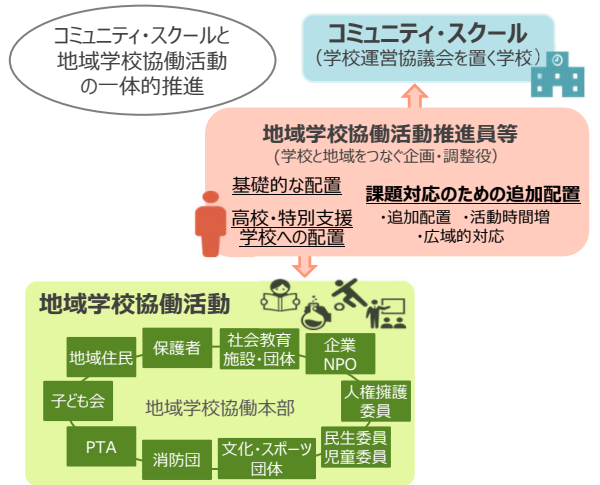
現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- **コミュニティ・スクール（※）と社会教育活動である地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**
 - ※コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R6.5時点:20,153校、58.7%）
- 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した「**放課後児童対策パッケージ**」に基づく**取組を推進**（地域学校協働活動の一環としての**放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等**）

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業実施期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



経済財政運営と改革の基本方針2024

（令和6年6月21日閣議決定）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

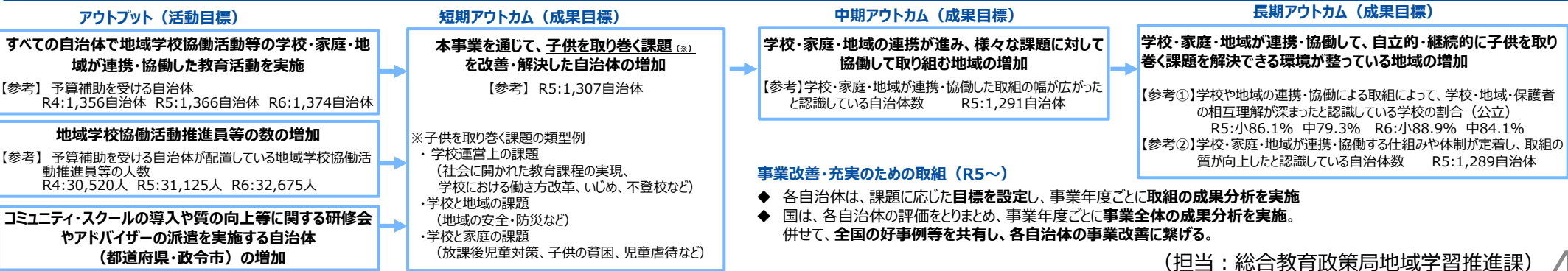
（3）公教育の再生・研究活動の推進（質の高い公教育の再生）

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を**加速する**とともに、（略）豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進する（略）。

具体的な取組

- ▶ **コーディネート機能の強化**
 - 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
 - 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置や常駐的な活動等を支援**
 - **地域学校協働活動推進員等の処遇改善**
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
 - **学校における働き方改革に資する取組、放課後等における学習支援や体験・交流活動等を支援**
 - 放課後子供教室新規開設時の備品整備を支援
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
 - **CSアドバイザーの配置促進**
 - 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する**研修の充実**

ロジックモデル



令和4年度秋のレビューを踏まえた、事業の見直し・改善

秋のレビューにおける有識者からの指摘事項

- ・政策効果の発現経路が明確になるような事業目的の整理
- ・ロジックモデルの見直し
- ・事業実施自治体自らが効果検証を行う仕組みの構築
- ・PDCAサイクルによる柔軟な事業改善に向けた対応 等

重点フォローアップでの検討

- ・各アウトカムの検討
- ・成果指標の検討
- ・PDCAサイクルの検討

改善の概要

- ・事業目的の明確化
- ・ロジックモデルの見直し
- ・事業実施自治体自身による目標設定及び達成状況の自己評価の仕組みを含む、データを用いたPDCAサイクルの構築

事業目的

学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会を目指す

ロジックモデル

アクティビティ（活動内容）

- ①地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動の充実を図る自治体への支援
- ②地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等の配置や機能強化を行う自治体への支援
- ③コミュニティ・スクールの導入・充実を図る自治体への支援

アウトプット（活動目標）

- ①すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施
- ②地域学校協働活動推進員等の数の増加
- ③コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体（都道府県・政令指定都市）の増加

短期アウトカム（成果目標）

本事業を通じて、**子供を取り巻く課題を改善・解決した自治体の増加**

中期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域の連携が進み、様々な課題に対して協働して取り組む地域の増加

長期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる環境が整っている地域の増加

R4年度秋のレビューを踏まえ、子供を取り巻く課題の類型化や事業実施自治体自らがEBPM的観点から効果検証を行う仕組みを導入（本格実施は令和5年度～）

※参考指標

- ・地域学校協働本部がカバーしている公立学校の増加
- ・コミュニティ・スクールを導入している公立学校の増加
- ・地域学校協働活動等に参画する地域住民等の増加

事業改善のPDCAサイクルのイメージ

DO

（事業の実施）

CHECK

（成果の確認）

PLAN

（事業企画・予算要求）

ACTION

（事業の改善）

- 支援内容の充実・見直し
- 優先配分の見直し

- 本事業を通じて自治体で設定した子供を取り巻く課題についての自治体の達成状況を分析
- これに加えて、
 - ・令和5年度に実施する地域学校協働活動推進員の役割等に関する調査研究事業の成果
 - ・事業実施の中で得られるデータ等を総合的に分析し、事業改善に活用

令和4年度事業において、効果検証を先行して実施した自治体からの報告によれば、「学校運営上の課題」として「教職員の時間外勤務の是正」を目標に掲げた自治体のうち、**約75%の自治体で時間外勤務が減少**したと評価

（自治体の分析）

- ・推進員の活動時間の拡充等により、週当たりの在校時間が60時間を超える教員の割合が減少
- ・推進員が地域人材との連絡調整等を担うことで、教員の業務負担が軽減
- ・推進員の配置により、少なくとも教員の業務負担を増やさずに、授業の充実が図られている。

令和4年度秋のレビューを踏まえた、事業の見直し・改善

秋のレビューにおける有識者からの指摘事項

- ・政策効果の発現経路が明確になるような事業目的の整理
- ・ロジックモデルの見直し
- ・事業実施自治体自らが効果検証を行う仕組みの構築
- ・PDCAサイクルによる柔軟な事業改善に向けた対応 等

重点フォローアップでの検討

- ・各アウトカムの検討
- ・成果指標の検討
- ・PDCAサイクルの検討

改善の概要

- ・事業目的の明確化
- ・ロジックモデルの見直し
- ・事業実施自治体自身による目標設定及び達成状況の自己評価の仕組みを含む、データを用いたPDCAサイクルの構築

事業目的

学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会を目指す

ロジックモデル

アクティビティ（活動内容）

- ①地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動の充実を図る自治体への支援
- ②地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等の配置や機能強化を行う自治体への支援
- ③コミュニティ・スクールの導入・充実を図る自治体への支援

アウトプット（活動目標）

- ①すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施
- ②地域学校協働活動推進員等の数の増加
- ③コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体（都道府県・政令指定都市）の増加

短期アウトカム（成果目標）

本事業を通じて、**子供を取り巻く課題を改善・解決した自治体の増加**

中期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域の連携が進み、様々な課題に対して協働して取り組む地域の増加

長期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる環境が整っている地域の増加

R4年度秋のレビューを踏まえ、子供を取り巻く課題の類型化や事業実施自治体自らがEBPM的観点から効果検証を行う仕組みを導入（本格実施は令和5年度～）

※参考指標

- ・地域学校協働本部がカバーしている公立学校の増加
- ・コミュニティ・スクールを導入している公立学校の増加
- ・地域学校協働活動等に参画する地域住民等の増加

事業改善のPDCAサイクルのイメージ

DO

（事業の実施）

CHECK

（成果の確認）

PLAN

（事業企画・予算要求）

ACTION

（事業の改善）

- 支援内容の充実・見直し
- 優先配分の見直し

- 本事業を通じて自治体で設定した子供を取り巻く課題についての自治体の達成状況を分析
- これに加えて、
 - ・令和5年度に実施する地域学校協働活動推進員の役割等に関する調査研究事業の成果
 - ・事業実施の中で得られるデータ等を総合的に分析し、事業改善に活用

令和4年度事業において、効果検証を先行して実施した自治体からの報告によれば、「学校運営上の課題」として「教職員の時間外勤務の是正」を目標に掲げた自治体のうち、**約75%の自治体で時間外勤務が減少**したと評価

（自治体の分析）

- ・推進員の活動時間の拡充等により、週当たりの在校時間が60時間を超える教員の割合が減少
- ・推進員が地域人材との連絡調整等を担うことで、教員の業務負担が軽減
- ・推進員の配置により、少なくとも教員の業務負担を増やさずに、授業の充実が図られている。

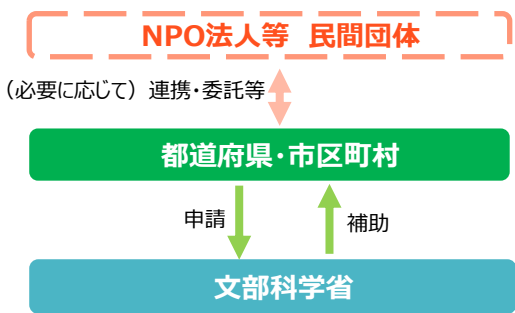
被災地の子供への学習・体験活動の提供支援

- 令和6年能登半島地震を受け、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」の既定予算を活用して実施する緊急支援事業「被災地の子供への学習・体験活動の提供支援」を制度化。
- 被災地の子供に必要な学習支援等について、災害の影響により、既存の放課後子供教室をはじめとした地域学校協働活動を活用した支援が十分に実施できない場合に、地方公共団体や地方公共団体と密接に連携した活動を行うNPO法人等の民間団体が、被災地の子供を対象にして提供する学習支援活動、体験活動等の実施に必要な経費を補助
- 今後、大規模災害発災時には必要に応じて実施予定

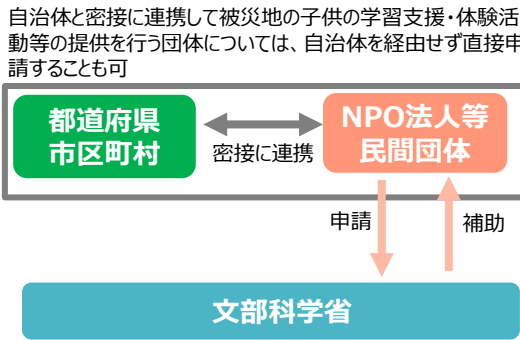
事業概要

交 付 先	都道府県・市区町村、民間団体（※） ※災害対応中の県及び市町村の事務負担軽減の観点から、自治体と密接に連携して被災地の子供の学習支援・体験活動等の提供を行う民間団体が、直接国に補助申請できる仕組みとする
補 助 率	国10/10（1か所あたり500万円を上限）
支 援 内 容	活動を企画・運営するコーディネーターや、指導者等への諸謝金・人件費 幼児・児童・生徒が体験活動等を実施する際の移動等に係る旅費 活動に必要な消耗品費 等
補 助 対 象 期 間	令和6年10月1日～令和7年3月31日
取 組 例	児童、生徒の学習支援 文化体験、自然体験、スポーツ・レクリエーション活動等の体験活動の提供 等

○地方公共団体が申請する場合



○民間団体が申請する場合



注）補助上限、補助対象期間、事業スキーム等事業概要は、令和6年度後期公募事業に係るもの

（参考）学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱（学校を核とした地域力強化プラン）別記1（抜粋）

事業名	補助対象事業の内容	補助事業者	補助対象経費	補助金の額
学校を核とした地域力強化プラン（都道府県、指定都市、中核市、市町村、民間団体対象）	大規模災害の発災時において、当該災害が激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）を満たすものとして、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条により、激甚災害（いわゆる「本激」）と指定され、当該災害により被災した都道府県、指定都市、中核市又は市町村（指定都市及び中核市を除く。）（以下「被災都道府県等」という）が特に必要と認める地域の幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）を対象に提供する学習・体験活動の取組を実施する（通常の地域学校協働活動としての学習・体験活動の機会の提供が十分に実施できる場合を除く。）。 ※申請する際に、被災都道府県等が「特に必要と認める地域」である旨を記載した確認書の添付が必要。 ① 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組のうち、被災地の子供への学習・体験活動の提供支援	都道府県 指定都市 中核市 市町村（指定都市・中核市を除く） 民間団体	人件費（各種手当及び法定福利費等を除く。）、謝金、旅費、交通費、備品費、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費とする。	補助対象経費の10/10以内とする。

学校運営協議会の設置に関する地方財政措置について



地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされたことに伴い、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費について、平成30年度から地方交付税を措置。

令和7年度 文教関係地方財政措置

◇学校運営協議会委員報酬等

学校運営協議会の設置・運営に必要な経費（委員報酬、会議費等）について、普通交付税として措置（※）。

※ 「令和6年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」の結果に基づき措置

令和7年度文教関係地方財政措置（主要事項）等について

（令和7年1月24日付け文部科学省大臣官房会計課地方財政室及び初等中等教育局財務課教育財政室事務連絡）（抜粋）

令和7年度文教関係地方財政措置（主要事項）

誰もが学ぶことができる機会の保障

【単独事業】

◇学校運営協議会委員報酬等【拡充】

学校と地域を取り巻く課題解決のための仕組み（プラットフォーム）としてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進することにより、学校・家庭・地域が連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支える社会を実現するため、設置が教育委員会の努力義務となっている学校運営協議会の運営に必要な経費（委員報酬、会議費等）を措置。
＜普通交付税＞

1. 令和7年度予算案等について



2. 令和7年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」 の実施について

3. 令和6年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」 実績報告及び令和7年度交付申請について

4. その他関連する取組について

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和7年度予算額（案） 7,052百万円
（前年度予算額 7,050百万円）



文部科学省

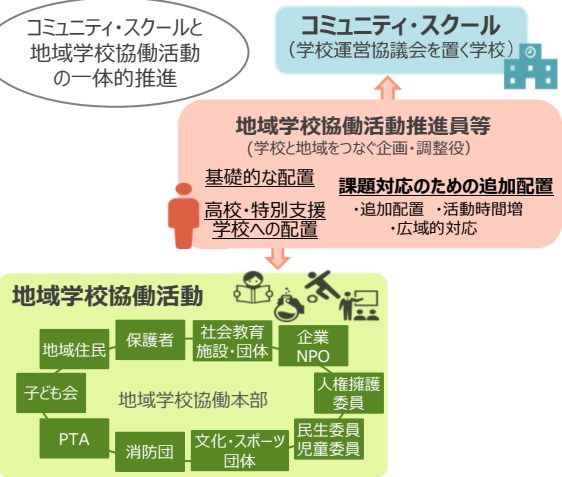
現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- **コミュニティ・スクール（※）と社会教育活動である地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**
 - ※コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R6.5時点:20,153校、58.7%）
- 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した「**放課後児童対策パッケージ**」に基づく**取組を推進**（地域学校協働活動の一環としての**放課後子供教室**と**放課後児童クラブ**の連携促進等）

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業実施期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



経済財政運営と改革の基本方針2024

（令和6年6月21日閣議決定）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

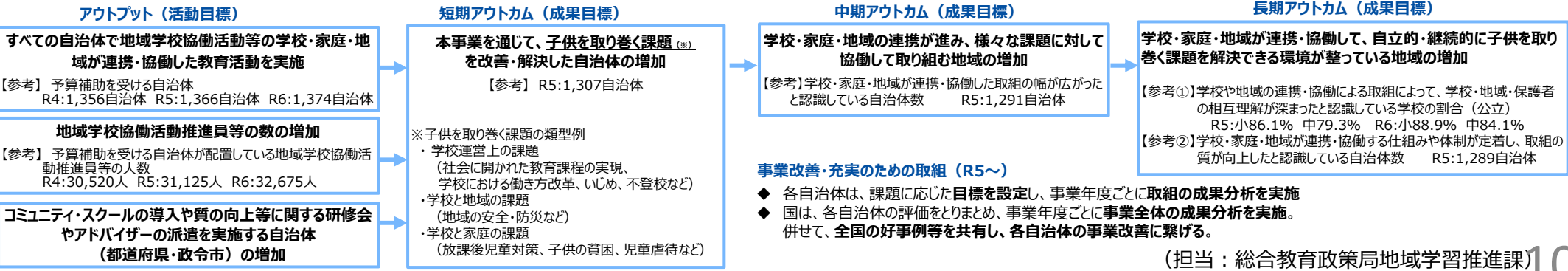
（3）公教育の再生・研究活動の推進（質の高い公教育の再生）

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を**加速する**とともに、（略）豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進する（略）。

具体的な取組

- ▶ **コーディネート機能の強化**
 - 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
 - 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置や常駐的な活動等を支援**
 - **地域学校協働活動推進員等の処遇改善**
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
 - **学校における働き方改革に資する取組、放課後等における学習支援や体験・交流活動等を支援**
 - 放課後子供教室新規開設時の備品整備を支援
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
 - **CSアドバイザーの配置促進**
 - 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する**研修の充実**

ロジックモデル



要件 1 及び要件 2 のいずれも満たすこと

要件 1 : コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること

以下の①、②又は③のいずれかにより地教行法第47条の5の規定に基づくコミュニティ・スクールを導入していること又は導入に向けた具体的な計画（※）があること。

- ① 事業実施自治体において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入していること。
- ② 事業実施自治体において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入するための導入計画を有していること。
- ③ 事業を実施する当該年度に導入計画を策定すること（**当該年度に初めて本事業を実施する場合又はやむを得ない理由により前年度に導入計画を策定できなかった場合に限る。**）

※ コミュニティ・スクールの導入に向けた具体的な計画の例（実施要領Q&A Q7参照）

- ・ 令和〇年度までに所管する県立学校〇校中に〇校導入し、令和〇年度までに所管する全ての県立学校に導入する。
- ・ 令和〇年度中にモデル的に市内〇校に導入し、その効果等を検証した上で、所管する全ての学校への導入時期等について検討する。

注意!!

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の所管課が異なる場合は、**必ず確認の上で正確に把握**すること
- 申請時においてコミュニティ・スクールを導入していない場合は、導入計画を提出すること
- 導入状況や導入計画の有無については、**令和6年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査結果も踏まえて判断**する。
- **③事業実施年度に導入計画を策定することという要件について、令和7年度から厳格化**
前年度から継続して本事業を申請する場合は、やむを得ない理由（※）が無い限り、③「事業を実施する当該年度に導入計画を策定する」という要件での申請は認めない。

※ 関係者の理解を得るための取組や学校の統廃合等については、導入計画に反映させること（**関係者の理解が得られない、学校の統廃合が予定されているといった理由は「やむを得ない理由」には該当しない。**）

要件 2 : 地域学校協働活動推進員等を配置していること

注意!!

- 地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者であること
- 社会教育法第9条の7に基づく委嘱の有無は問わない。

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和7年度予算額（案） 7,052百万円
（前年度予算額 7,050百万円）



文部科学省

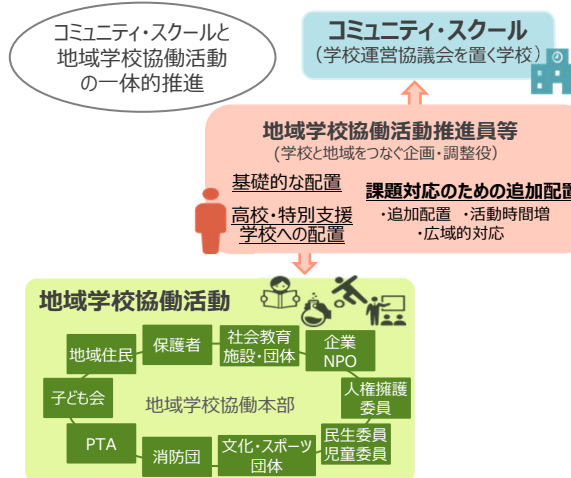
現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- **コミュニティ・スクール（※）と社会教育活動である地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**
 - ※コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R6.5時点:20,153校、58.7%）
- 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した「**放課後児童対策パッケージ**」に基づく**取組を推進**（地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等）

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業実施期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



経済財政運営と改革の基本方針2024

（令和6年6月21日閣議決定）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

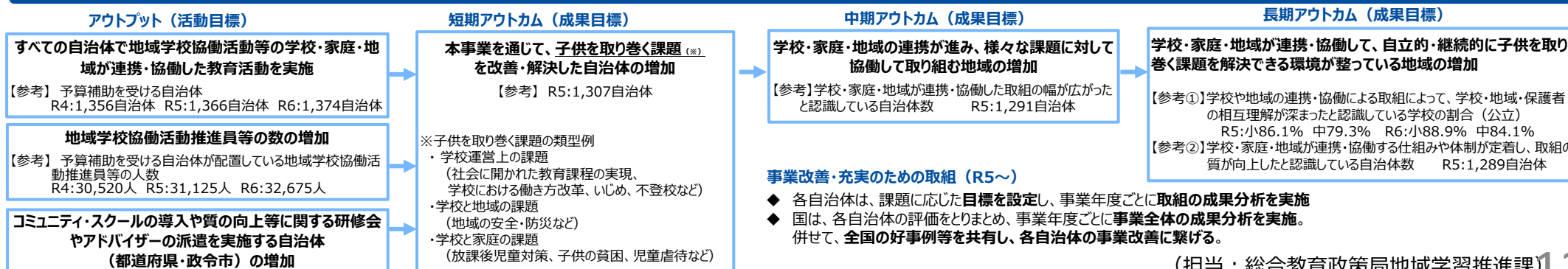
3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題
(3) 公教育の再生・研究活動の推進
(質の高い公教育の再生)

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を**加速する**とともに、（略）豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進する（略）。

具体的な取組

- **コーディネート機能の強化**
 - 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
 - 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置や常駐的な活動等を支援**
 - **地域学校協働活動推進員等の処遇改善**
- **地域学校協働活動の実施**
 - **学校における働き方改革に資する取組、放課後等における学習支援や体験・交流活動等を支援**
 - 放課後子供教室新規開設時の備品整備を支援
- **教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
 - **CSアドバイザーの配置促進**
 - 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する**研修の充実**

ロジックモデル





本体はこちら →

調査実施概要

調査の趣旨・目的

- 本実証研究は、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の現状を把握するとともに、各自治体における導入等の促進・機能充実に向け、推進方策を検証することを目的として、文部科学省の委託により実施。
- 令和5年度の実証研究のテーマは「**地域学校協働活動推進員等の配置や活動に係る効果検証**」であった。地域と学校の連携・協働におけるコーディネート機能を担う地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む。以降「推進員等」。）について、その配置促進や機能拡充のために、推進員等の配置や活動に係る効果検証を実施した。

調査の方針・方法

- 推進員等を配置している自治体や学校を抽出調査し、ヒアリングやアンケートによる実態調査を実施した上で、その役割・活動頻度・活動内容等の分類を通じた効果検証や要因分析等を行った。

調査の内容

①「実施状況調査」※との連携

- R5年度実施状況調査では、教育委員会ごとに推進員等の配置状況などを把握。その回答を用いて、学校・推進員等調査の調査対象の抽出を行った。
- 実施状況調査によるとR5年5月現在、推進員等は全国で33,399人配置されており、このうち11,125人が学校運営協議会の委員を兼ねている。

※コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

②ヒアリング調査

- 推進員等を配置している学校や所管の教育委員会における、推進員等配置の効果実感や期待、効果発現に必要な要素等、アンケート調査設計に示唆を得ることを目的としてヒアリング調査を実施した。

③学校・推進員等調査

調査設計 概要

調査対象

推進員等の配置状況、自治体規模、地域バランス等を考慮して、都道府県（4自治体）、政令指定都市（2自治体）、中核市（4自治体）、その他の市区町村（6自治体）を抽出し、各教育委員会が所管・把握するすべての学校及び推進員等を調査対象とした。

実施方法

教育委員会を通じて学校・推進員等の調査対象者に依頼文書を配布し、WEBアンケートを案内した。教育委員会によっては、推進員等への調査文書の配布を学校を通じて行っている場合もある。また、回答は任意とした。

有効回答

学校調査：682、推進員等調査：391

分析方法

推進員等調査については、回答者が活動対象とする学校の学校調査回答データを紐づけ、学校における取組状況によって推進員等の効果実感がどのように異なるか分析を行った。

調査仮説とその検証(全体図)

※この全体図は、今回の検証において関連性が見られた要素同士を下から上への矢印で繋いだもの。
今回の検証において関連性がみられなかった要素については除外しているが、ここで触れられていない要素間の関連性が必ずしもないわけではないこと、またアンケート調査分析によって見出された関係性は相関関係である(因果関係ではない)点に留意。

- 【学校への効果→子供への効果】「地域住民の参画・目標理解」は、「子供への効果」の実感と強い関係性を持つことが示唆された。

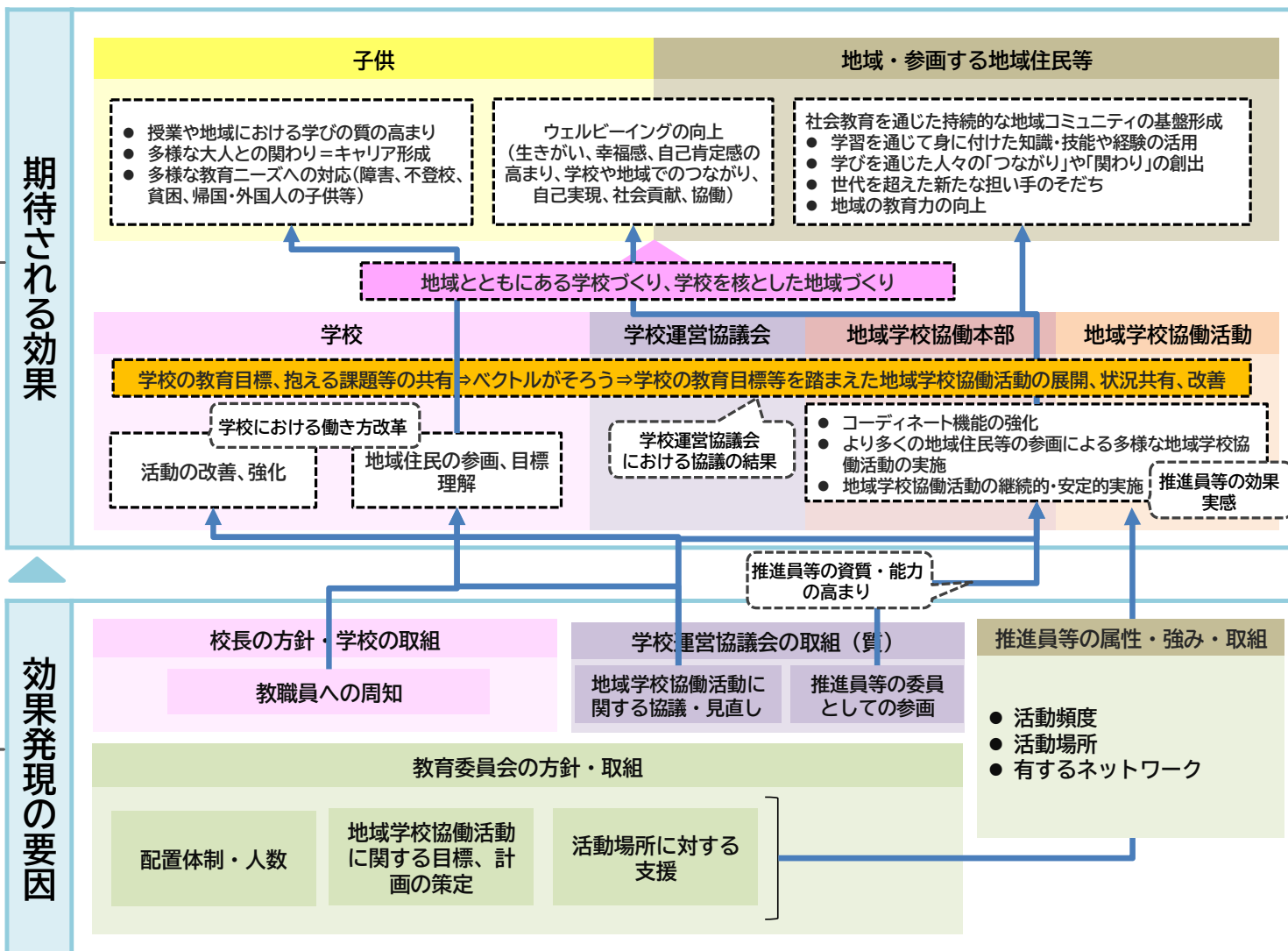
- 【地域学校協働本部・地域学校協働活動の効果→地域住民・地域社会への効果】「コーディネート機能の強化」や「多様な地域学校協働活動の実施」、「継続的・安定的な活動の実施」は、地域住民への効果や、地域社会への波及効果に対して影響を及ぼしている。

- 【教育委員会の方針・取組】配置体制・人数、地域学校協働活動に関する目標、計画の策定、そして活動場所に対する支援が、地域学校協働活動・本部に対する、コーディネート機能の強化などの効果実感を高めている。

- 【学校運営協議会の取組(質)】地域学校協働活動に関する協議や見直しが行われていることが、様々な一次的アウトカム(学校への効果、地域学校協働活動・本部への効果)に影響を与えている。

- 【校長の方針・学校の取組】特に、推進員等の意義や役割についての「教職員への周知」が、学校への効果としての「地域住民の参画・目標理解」に影響を与えている。

効果発現の要因と期待される効果(分析結果)



調査結果及び得られた示唆

- ・ 学校・推進員等調査の分析結果から、効果発現の要因として想定した要素は、様々な一次的アウトカム(学校への効果、地域学校協働活動・本部への効果)を介し、子供への効果や地域・参画する地域住民等への効果へとつながっていく階層構造が見られた。
- ・ これを踏まえ、推進員等の配置の効果を高めるために「主に教育委員会として取り組めること」「主に学校として取り組めること」を抽出した。

1. 主に教育委員会として取り組めること

① 推進員等の効果的な配置	・ 推進員等の <u>i.活動頻度を高めること、ii.複数人を配置することの有効性</u>が示唆された。 ・ ヒアリング調査から、<u>複数人の連携で活動頻度を担保する</u>といった工夫や、<u>専門性の異なる者を配置する</u>といった工夫でも効果を高めることができると考えられる。
② 推進員等の活動の環境整備・伴走支援	・ <u>i.地域学校協働活動の目標や計画を策定すること、ii.活動場所に関する支援を行うこと、iii.研修機会を提供することの有効性</u>が示唆された。 ・ 特に目標や計画の策定についてはアンケート調査から顕著な傾向が読み取れる。また<u>研修機会の提供については、配置前だけではなく配置後にも継続的に学びの機会があることの重要性</u>や、<u>複数配置を行いOJTを促す方策の有効性</u>も示唆された。

2. 主に学校として取り組めること

① 学校運営協議会との一体的取組	・ <u>i.学校運営協議会において地域学校協働活動について協議を行うことの重要性</u>や、<u>ii.推進員等自身が学校運営協議会の委員として参画することの有効性</u>が示唆された。学校として、<u>一体的取組を視野に入れた学校運営協議会委員の人選を教育委員会へ提案したり、推進員等が委員にならない場合も、学校運営協議会の協議の場に参加する機会を設けたりする工夫</u>が考えられる。 ・ ヒアリング調査から、協議に基づいた活動を行うことで活動自体が改善されるだけでなく、<u>学校運営協議会が教職員と推進員等との交流の場となり、これをきっかけに協働が活発になるような様子</u>もうかがえる。
② 教職員への推進員等の意義や役割の周知	・ 教職員へ<u>推進員等の意義や役割を周知することの重要性</u>が示唆された。 ・ ヒアリング調査から、<u>教職員の理解が醸成されることで推進員等との密なコミュニケーションが促され、地域学校協働活動に関する目標が共有しやすくなり、学校側と地域住民側のベクトルが揃うことで効果的な活動に繋がっている</u>と推察される。

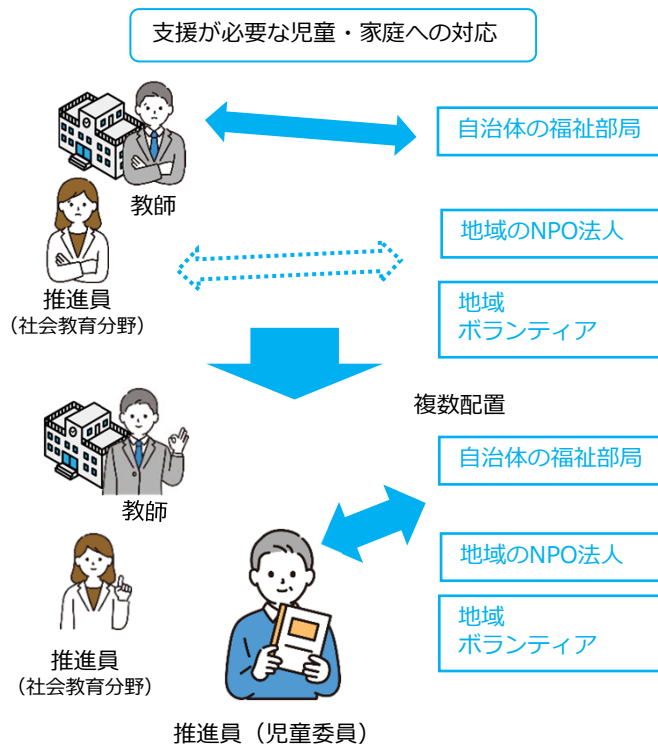
課題に対応した地域学校協働活動推進員の追加配置のイメージ

複数配置を行う

課題に対し専門的な見地から対応するため、既に配置されている推進員に加えて
当該分野の専門性をもつ推進員を複数配置する

(例)

これまで教師が中心となり対応してきた支援が必要な児童・家庭への対応について、地域の関係団体の協力を得て対応するため、既に配置されている社会教育に通じた推進員に加えて福祉分野での知見や関係団体との繋がりをもつ児童委員を推進員として複数配置する

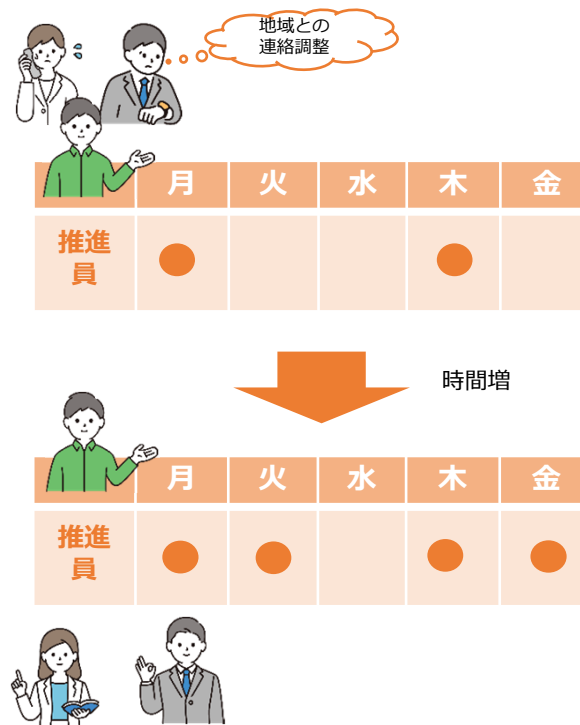


活動時間を増やす

課題に対して重点的に対応する時間を確保するため、既に配置されている推進員の**活動時間を増やす**

(例)

教師の働き方改革を推進するため、これまで教師が対応していた地域との連絡調整業務を推進員が一手に担うこととし、そのために必要となる活動時間を増やして対応する

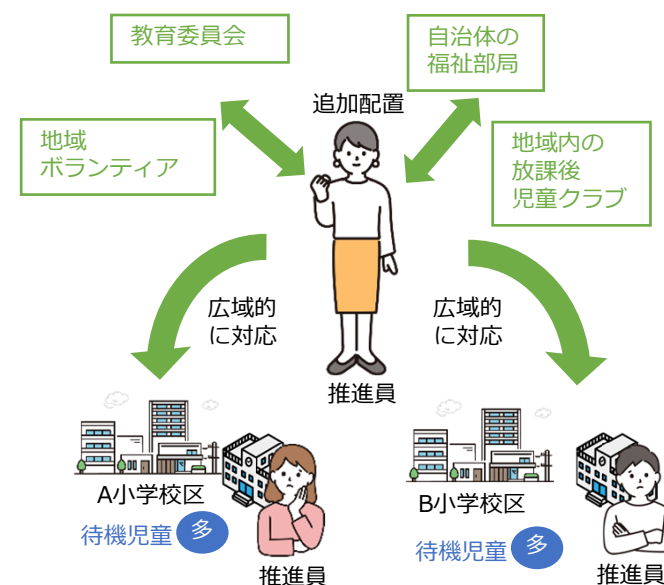


広域的に対応する

地域で共通する課題に対応するため、各学校に配置される推進員に加えて
広域的な対応を専門にする推進員を追加配置する

(例)

待機児童が多く発生している地域において、子供の安全・安心な居場所を確保するため、各学校と放課後児童クラブなど域内の関係者や、地域ボランティアの間を広域的につなぐ推進員を配置する



「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- 第8条第3項 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。
- 第11条第3項 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	4,820人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	2,227人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	2,521人	7,047人

謝金の補助上限額の引上げ

■ 地域学校協働活動推進員

昨今の社会情勢や推進員の職務内容に見合うよう1,480円から**1,500円**に引き上げ

■ 協働活動サポーター

最低賃金の改定に伴い、930円から「実施地域における地域別最低賃金相当額」に改正

自治体が補助上限額を超える謝金を設定している場合の取扱い

謝金支払対象者（※）について、当該対象者が担う役割の内容や軽重、実施地域における賃金動向等に照らし、自治体が謝金単価上限額を超える謝金の設定が適切と認めた場合には、補助上限額を超える部分についても補助対象とする。

※ 統括的な地域学校協働活動推進員等、地域学校協働活動推進員等、学習支援員、協働活動リーダー、協働活動サポーター、CSアドバイザー

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和7年度予算額（案） 7,052百万円
（前年度予算額 7,050百万円）



文部科学省

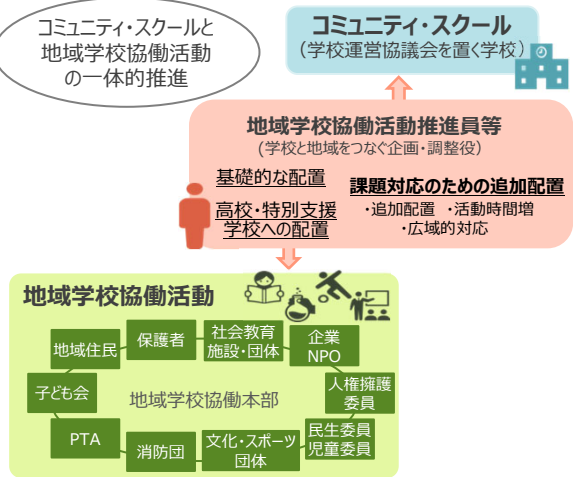
現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- **コミュニティ・スクール（※）と社会教育活動である地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**
 - ※コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R6.5時点:20,153校、58.7%）
- 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した「**放課後児童対策パッケージ**」に基づく**取組を推進**（地域学校協働活動の一環としての**放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等**）

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業実施期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



経済財政運営と改革の基本方針2024

（令和6年6月21日閣議決定）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

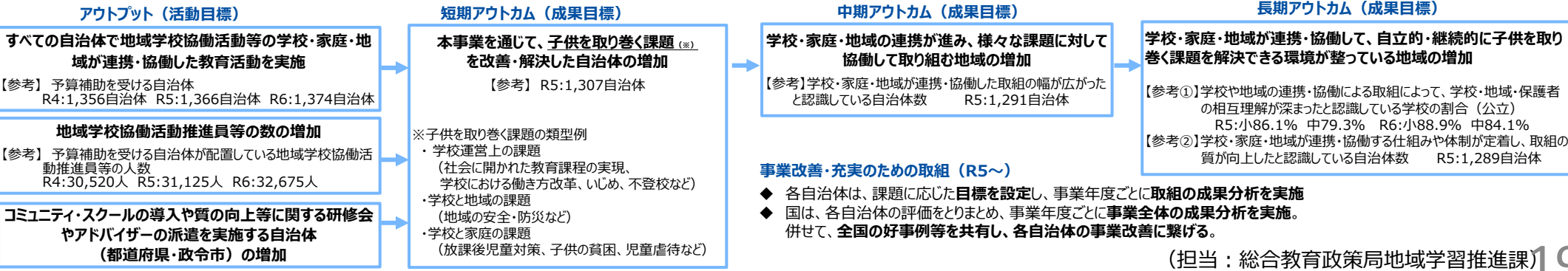
3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題
（3）公教育の再生・研究活動の推進
（質の高い公教育の再生）

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を**加速**するとともに、（略）豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進する（略）。

具体的な取組

- ▶ **コーディネート機能の強化**
 - 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
 - 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置や常駐的な活動等を支援**
 - **地域学校協働活動推進員等の処遇改善**
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
 - **学校における働き方改革に資する取組、放課後等における学習支援や体験・交流活動等を支援**
 - 放課後子供教室新規開設時の備品整備を支援
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
 - **CSアドバイザーの配置促進**
 - 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する**研修の充実**

ロジックモデル



学校・教師が担う業務に係る3分類

- 文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申（※）で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（第213号）（平成31年1月25日）

- この度、3分類に基づく14の取組の実効性の向上のため、国、都道府県、市町村、学校など、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会として、各主体の具体的な役割も含め整理した「対応策の例」を取りまとめ。

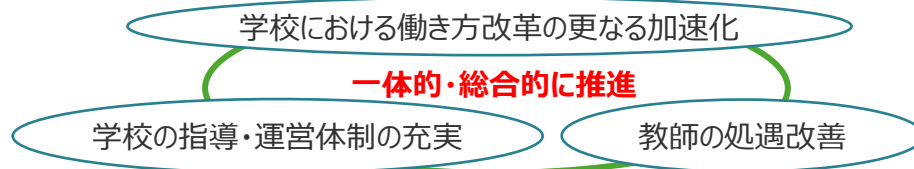
教師を取り巻く環境整備 総合推進パッケージ



文部科学省

『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」（令和6年8月中央教育審議会答申）を踏まえ、以下の予算上・制度上の措置を含む政策を総合的に推進。（金額・人数は令和7年度概算要求・要望額）

令和6年8月



学校教育の質の向上を通じた、
全ての子供たちへのより良い教育の実現



業務負担と長時間勤務を減らします

～ 時間外在校等時間月45時間以内に向けた働きやすい学校環境へ ～
～ 仕事や生活の満足度が高い職場環境へ ～

① 学校における働き方改革を一層進めます

※詳細は2ページ目。

● 働き方改革の実効性の向上

- ・在校等時間の縮減等の教育委員会における取組状況の「見える化」に向けた仕組みづくり
- ・全都道府県における、専門家による働き方改革に係る伴走支援
- ・管理職のマネジメント能力の高度化に資する研修プログラムの開発・実施
- ・学校運営協議会等における働き方改革の積極的な議題化の促進（関連手引きの改訂 等）
- ・行政による学校問題解決のための支援体制の構築
- ・スクールロイヤー等への相談体制の構築 等（手引きの改訂・周知）

- ☆ 在校等時間の把握・管理の徹底と「見える化」
- ☆ 学校に対する教育委員会による伴走支援の促進
- ☆ 管理職のリーダーシップの発揮による学校マネジメントの促進
- ☆ 地域住民・保護者との連携・協働の深化
- ☆ 行政による学校問題解決のための支援体制の構築

● 次世代校務DXなどによる業務の適正化の一層の推進

- ・授業時数の点検等に関する調査の実施
- ・クラウド環境を活用した次世代校務DXの推進 等

- ☆ 各学校の指導体制に見合った教育課程の編成
- ☆ 校務DXの加速化

● 健康・福祉の確保及び柔軟な働き方の推進

- ・ストレスチェックの実施や産業医の選任、衛生委員会の設置等に向けた都道府県等への周知徹底
- ・勤務間インターバルや早出遅出勤務等の推進に向けた事例・留意事項の整理・周知 等

- ☆ 労働安全衛生管理体制の実効的な取組の推進
- ☆ 教師の健康・福祉の確保、柔軟な働き方の推進

③ 専門職にふさわしい処遇を実現します

- 教職の重要性を踏まえた処遇改善（教職調整額の改善）
- 職務や勤務の状況に応じた処遇改善（各種手当の改善）：学級担任への加算管理職手当の改善

② 教職員定数の改善等により、指導・運営体制を充実させます

● 教職員定数の改善

…7,653人改善

- ・小学校における教科担任制の拡充（中学年、新規採用教師）（※） …2,160人改善
- ・生徒指導担当教師の全中学校への配置（※） …1,380人改善
- ・多様化・複雑化する課題への対応 …476人改善
- ・35人学級の推進等、基礎定数の増加 …3,637人改善

※ 4年間で計画的に改善

● 若手教師へのサポートと学校内外との連携・調整を担う「新たな職」の創設（職務内容や給料表上の位置づけ整理）

● 支援スタッフの配置充実

- ・教員業務支援員（単価引き上げ）
- ・副校長・教頭マネジメント支援員（1,000人→3,000人）
- ・スクールカウンセラー（重点配置校 10,000校→11,300校）
- ・スクールソーシャルワーカー（〃 10,000校→11,600校）
- ・部活動指導員（16,000人→17,500人）
- ・校内教育支援センター支援員（新規3,000校）
- ・日本語指導補助者・母語支援員を含む日本語指導体制への支援（拡充） 等

（参考：指導・運営体制の充実に資する関連施策）

- ・地域学校協働活動推進員等の配置促進
- ・地域クラブ活動への移行に向けた実証事業

● 心理・福祉等の高い専門性を持つ者の教員免許の取得促進や、特別免許状を活用した優れた知識経験を有する社会人等の入職促進

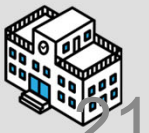
- ☆ 指導の質の向上と持ち授業時数の軽減（小学校中学年の学級担任持ちコマ数は週3.5コマ減、新採教師の持ちコマ数は週5コマ減）
- ☆ 専任の生徒指導担当教師による機動的対応

- ☆ 教育課題等への組織的な対応力の向上

- ☆ 「チーム学校」の推進

- ☆ 様々なバックグラウンドを持つ教師それぞれの強みを生かした指導が実現

● 新たな職について、給料表の新たな級を創設し、処遇改善



国・教育委員会・学校が一体的に取り組むことで、学校における働き方改革を一層推進します

● 働き方改革の実効性の向上

国

在校等時間の把握・管理の徹底と「見える化」

- ・在校等時間の縮減等の教育委員会における取組状況の「見える化」の仕組みづくりを検討、教育委員会別の取組状況を調査、公表（R6～）

学校に対する教育委員会による伴走支援の促進

- ・専門的知見を有するサポーターを派遣し、教育委員会と連携して学校の取組への伴走型支援を実施（全都道府県で事例創出）（R7～）

管理職のリーダーシップの発揮による学校マネジメントの促進

- ・管理職の資質向上指針における働き方改革の重要性の位置づけ
- ・管理職のマネジメント能力向上に向けた研修プログラム開発・実施（R7～）

地域住民・保護者との連携・協働の深化

- ・学校運営協議会や総合教育会議における働き方改革の積極的な議題化の促進（関連手引きの改訂等）

行政による学校問題解決のための支援体制の構築

- ・学校だけでは解決が難しい事案について、行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業の実施、好事例の横展開（R6～）
- ・スクールロイヤー等の法務専門家への相談体制の構築のための「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」の改訂・周知（R6～）

● 次世代校務DXなどによる業務の適正化の一層の推進

国

校務DXの加速化

- ・教育委員会及び学校の「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」に基づく自己点検結果のとりまとめを実施（R5～）
- ・都道府県域での共同調達を前提とした次世代校務DX環境の整備を支援（R7～）

各学校の指導体制に見合った教育課程の編成

- ・授業時数の点検等に関する調査の実施（R6～）

「3分類」に基づく業務の適正化

- ・業務の「3分類」について、学校以外が担うべき業務等についての教育委員会・地域・保護者等の理解を得るための周知を強化

部活動ガイドラインで示した休養日・活動時間の遵守徹底

- ・適切な休養日・活動時間となるよう都道府県等への周知を徹底

● 健康・福祉の確保及び柔軟な働き方の推進

国

労働安全衛生管理体制の実効的な取組の推進

- ・ストレスチェックの実施や産業医の選任、衛生委員会の設置の実施等に向けた都道府県等への周知徹底

教師の健康・福祉の確保、柔軟な働き方の推進

- ・勤務間インターバル制度や、早出遅出勤務等の推進に向けた事例・留意事項の整理・周知

教育委員会

- ・定量的な目標設定などPDCAサイクルを構築・実施、取組状況を保護者・地域住民等へ公表
- ・在校等時間が長時間となっている教師が在籍する特定の学校へのヒアリング等
- ・働き方改革の司令塔部局を明確化
- ・サポーターと連携し、管理職マネジメント支援等を実施

- ・資質向上指標を踏まえた管理職への研修の着実な実施

各学校運営協議会での議題化を促進

- ・総合教育会議において働き方改革の取組を積極的に議論、首長との連携強化

- ・学校管理職OB等の活用や様々な専門家との連携等により学校への支援体制を構築
- ・スクールロイヤー等教育行政に係る法務相談体制の整備・充実

教育委員会

- ・教育委員会及び学校の自己点検結果を踏まえ、ルールの見直しや学校への働きかけを通じて校務DXを推進
- ・校務系・学習系ネットワークの統合、校務支援システムのクラウド化等の環境整備

- ・標準授業時数を大幅に上回る学校へ指導体制に見合った計画となるよう指導・助言

- ・行政や事業者など学校以外で担える具体的な業務を積極的に検討、見直し

- ・各学校の状況把握、不適切な事例が確認された場合の指導・是正

教育委員会

- ・教職員数50人未満の学校を含め、産業医等による教師の健康管理が実施される体制を構築等

- ・健康・福祉の確保に向けた働き方や、柔軟な働き方を可能とする制度の導入等

- ・在校等時間の客観把握を徹底
- ・教育委員会の定める目標を踏まえ、管理職による業務精選、分担の見直しや、教職員による業務改善の実行
- ・マネジメント能力を有する管理職による勤務時間管理や業務分担の見直し等

- ・学校運営協議会の協議を踏まえた地域学校協働活動の一層の推進等

- ・学校だけでは解決が難しい事案について教育委員会等への早急な相談

- ・自己点検結果を通じて、校務におけるペーパーレス化及びクラウド活用を前提とした校務DXを推進
- ・ロケーションフリーでの校務実施等を推進等

- ・教育課程編成に係る校長の責任の下、指導体制に見合った計画となるよう、授業時数等を点検、改善
- ・学校における業務の精選
- ・地域住民・保護者と連携・協働した業務適正化の推進

- ・各部活動の状況把握、不適切な事例が確認された場合の指導・是正

- ・教師のストレスチェックの実施やその結果を踏まえた面接指導等を実施
- ・柔軟な働き方等を実現するための教職員間の業務分担に係る調整



各教育委員会・学校における課題の明確化や学校のサポート体制の構築、「チーム学校」の一層の推進を図りつつ、「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく業務適正化、指導体制に見合った授業時数の設定、校務に係る時間の効率化等を一体的に展開

学校に常駐する地域学校協働活動推進員が 中心となった学校支援の活動

(島根県雲南市木次中学校)

雲南市では、中学校区で1つのコミュニティ・スクールと地域学校協働本部を立ち上げています。学校の働き方改革や教師との信頼関係構築には、学校と地域が日常的に関わることが必要という意見を受け、地域学校協働活動推進員（以下「推進員」）を学校に常駐させています。

取組の特徴

教育委員会



職員室に推進員の席を設け、年間200日間活動するなど常駐的な配置を行っています。

- 推進員は、学校と地域・保護者などとの連絡調整の窓口となるほか、学校と地域との創意工夫による特色ある教育活動のコーディネートを行っています。

どんな効果や意義を感じていますか？

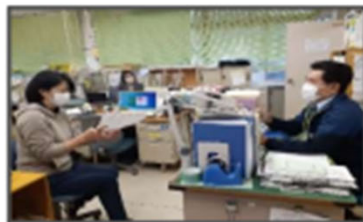
先生



- 職員室に常駐することで教師との対話の時間が生まれ、関係性が深まることで、教師のニーズに基づく効果的な学校支援の取組に繋がっています。
- 中学校区を単位とすることで小中連携が深まるほか、広域的に多様なボランティアの確保ができ、学校支援や放課後の活動の多様化・充実に繋がっています。

関係者の声

- (学校) 「地域との連絡調整を推進員が担うことで、授業づくりや生徒に向き合える時間が増え、教師の心理的な負担軽減になっている。」
- (地域) 「常駐によって地域にとっても学校が身近な存在となることで、学校との連携が深まり、地域全体で子供たちを育てる機運が高まっている。」



コミュニティ・スクールを活用した 地域と協働した学校運営

(東京都三鷹市三鷹中央学園)

三鷹市では、小中一貫の学校運営を行うために、コミュニティ・スクールを中心とした地域と協働した学校運営を実施しています。

取組の特徴

教育委員会



学校運営協議会における、教師や保護者など多くの当事者による熟議を通して、学校の教育目標や育てたい子供像の実現に向けて、学校・家庭・地域と子供たち自身の取組を見える化した「パワーアップアクションプラン」を作成しました。

先生



- アクションプランを学校・家庭・地域の関係者に共有することで、それぞれが役割を自覚し、目指す学園生像に向けて、当事者意識を高めるとともに、互いの取組を意識した積極的な連携が図れるようになりました。

校長先生



- 役割分担に基づき、地域学校協働活動の一環として、地域による登下校の見守りや放課後における学習支援活動を実施しています。

関係者の声

- (学校) 「学校の役割が明確になり、それを踏まえて家庭や地域に対して、必要な支援を働きかけられるようになった」
- (地域) 「熟議を通じて、地域の行事を見直すきっかけにもなった」

三鷹中央学園パワーアップアクションプラン (一部を抜粋、略称は)

目指す 学園生像	学校での 取組	子どもの 取組	家庭での 取組	地域での 取組
すすんで 学ぶ (確かな学力)	魅力ある授業 づくり など	読書習慣 家庭学習 など	子供の学習内容への 関心 など	放課後や休業中の学 びの場 など
感謝と 思いやり (人間性)	異学年交流 あいせつ指導 など	家庭で親告 友達に声掛け など	家庭での対話 感謝の声掛け など	感謝の文通活 動山歩き 子供会活動 など
たくましい 心と体 (心身の健康)	集団生活指導 運動・部活動 意育の推進 など	時間を守る 規則的な 生活習慣 など	家庭での生活の改善ス ゲームやスマホの利 用 ルール など	運動する機会を充実 など
地域・社会 貢献 (地域への貢献)	防災訓練 地域と関わる学習 など	ボランティア 地域行事や防災訓 練への参加 など	学校・地域行事 への参加 地域の防災訓練 など	登下校の見守り など安全安心な 環境づくり など

学校と地域の協働による「くんねっぷ学」の推進

くんねっぷ
(北海道訓子府町教育委員会)

町内の学校で1つの学校運営協議会を設置し、コーディネーターを教育専門員(退職校長)が担っている。この仕組みを活用して、教育活動を学校と地域の協働で進めていく「くんねっぷ学」を推進している。取組の実施にあたっては、個人の協力者や地域の企業等に「スクールサポーター(学校応援団)」として登録いただき、コーディネーターの連絡・調整によって、各学校の希望に応じた講師が派遣されている。

どのような背景から始まった取り組みですか？

- 教育委員会**・地域全体で訓子府町の子供の成長を支えることで、学校の先生方のサポートにも貢献できると考え、地域と学校が一体となって将来のまちづくりを担う人材の育成に取り組んでいくために、平成31年4月に学校運営協議会を設置しました。

学校運営協議会はどういった方々が参画しているのですか？

- 校長先生**・保護者やサポーター、町内会連絡協議会、町商工会の代表や町内のこども園の園長、高等学校長など、18名で構成しており、年間3回程度開催しています。

「くんねっぷ学」はどんなことをしているのですか？

- コーディネーター**・サポーターが各学校の希望に応じて、出前授業やスキルの授業の補助、企業訪問の受け入れなどを行っています。
- 先生**・専任のコーディネーターがいてくれることで、地域の専門的な知識のある方との連携・協働による授業などを私自身の追加の負担とならない形で行うことができ、子供たちの学びも深まり一石三鳥です。

地域と学校の連携を円滑にする人的支援の強化

むなかた
(福岡県宗像市教育委員会)

学校・家庭・地域の総掛かりで社会の担い手、未来の創り手となる子供を育ていく体制として、学校運営協議会や地域学校協働活動を活用。地区単位で配置され広域的な連絡・調整を担う地域学校協働活動推進員と学園(※)内で地域連携を推進する学園コーディネーターが連携・協働することで、教師の負担を軽減し、円滑に地域連携が実施されている。

※宗像市では、同じ中学校区にある小中学校を1つの「学園」として、小中一貫教育を実施。

地域学校協働活動推進員が具体的に行っていることは？

推進員



- 学園の窓口となっている学園コーディネーターと連携し、各学校や地域のニーズを取りまとめ、それぞれに応じた人材募集から派遣、活動の企画・運営を行っています。

どのような成果や効果が見られましたか？

教育委員会

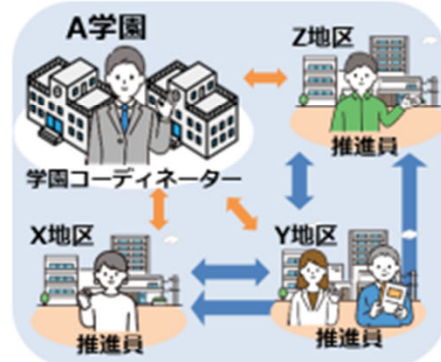


- 地域学校協働活動推進員が広域的に活躍することで、地域ボランティアが学校区の垣根を越えた活動に参加する機会や各地区の役員、各校のPTA役員が情報交換を行う機会が増加するなど、地域間の交流が活発になりました。

先生



- 子供たちが地域の方々と関わりながら学ぶ機会が増えたことで、今求められている資質・能力を育む活動ができるようになりました。様々な連絡調整を担っていただいている、地域学校協働活動推進員と学園コーディネーターには助けていただき感謝しています。



地域学校協働活動推進員が複数人で連携して1つの学園に対応

様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



趣旨

- ▶ 「新・放課後子ども総合プラン」「放課後児童対策パッケージ2024」の実施により、受け皿確保は目標としていた152万人分をほぼ達成（151.9万人）。一方で、待機児童数は令和6年5月1日時点で1.8万人と、令和5年度の同時期（1.6万人）に比べて増加。
- ▶ 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として充実を図り、パッケージを改訂するものである。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

放課後児童クラブの実施状況（R6.5.1）登録児童 151.9万人 待機児童 1.8万人
（R6.10.1）登録児童 147.1万人 待機児童 0.9万人

（1）放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1）放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 施設整備に係る補助率の嵩上げ【R6補正】
- ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- ③ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- ④ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- ⑤ 学校施設の積極的な活用
- ⑥ 保育所等の積極的な活用
- ⑦ 民間事業者による参入支援【R6補正】
- ⑧ スモールコンセプションによる事業所整備の周知

2）放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善
- ② 職員に対する処遇改善
- ③ 職員の確保支援【R6補正】
- ④ 平日夜間の人材確保支援【R7拡充】
- ⑤ 保育士・保育所支援センター等やハローワークと連携した人材確保支援
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減【R6補正】
- ⑦ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減
- ⑧ 放課後児童クラブ分野のDX化による職員の業務負担軽減【R6補正】

3）適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等

4）時期的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援【R7拡充】
- ② 年度前半の開所支援のあり方の検討
- ③ 支援の単位あたりの児童数の考え方の検討

5）自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

（2）全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1）多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進【R7拡充】
- ② こどもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）【一部R6補正、R7拡充】
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進（一部再掲）
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応【一部R6補正】
- ⑤ 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業【R6補正】
- ⑥ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- ⑦ 能登半島地震を踏まえた災害時の放課後等におけるこどもへの支援

2）放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターの人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善（再掲）
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援（再掲）
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3）質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組【一部R6補正】
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめての100か月の育ちビジョン」と連携した広報
- ⑤ 放課後児童クラブ運営指針の改正
- ⑥ いわゆる「スキマバイト」への対応

2. 放課後児童対策の推進体制について

（1）市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

（2）国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

（1）放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備＜152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ＞
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携＜同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ＞
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備＜新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように＞

（2）子ども・子育て支援事業計画との連動について

（3）子ども・子育て当事者の意見反映について

放課後子供教室新規開設時の備品整備に対する支援について

放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型を推進するため、**放課後子供教室開設時の備品整備に対するインセンティブを拡充**（「放課後児童対策パッケージ2025」（令和6年12月））

放課後子供教室 の開設時期	放課後児童クラブ との連携	補助対象 期間	1 か所あたりの補助対象経費上限額	
			令和6年度	令和7年度～
放課後子供教室 の新規開設	非連携型・児童クラブなし	開設初年度	210,000円	210,000円
	<u>連携型</u> で実施		210,000円	－ 拡充 → 450,000円
	<u>校内交流型</u> で実施		420,000円	－ 拡充 → 500,000円
既存の 放課後子供教室	<u>新たに連携型</u> で実施	連携初年度	補助対象外	－ 拡充 → 210,000円
	<u>新たに校内交流型</u> で実施		210,000円	－ 拡充 → 250,000円

「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の『校内交流型』のイメージ

放課後児童クラブ

- ▶ 原則、年間250日以上開設（要件）
- ▶ 遊びや生活の場の提供（保護者の預かりニーズに対応）
- ▶ 支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- ▶ 共働き家庭など、保護者が日中家庭にいない児童が対象

放課後子供教室（地域学校協働活動）

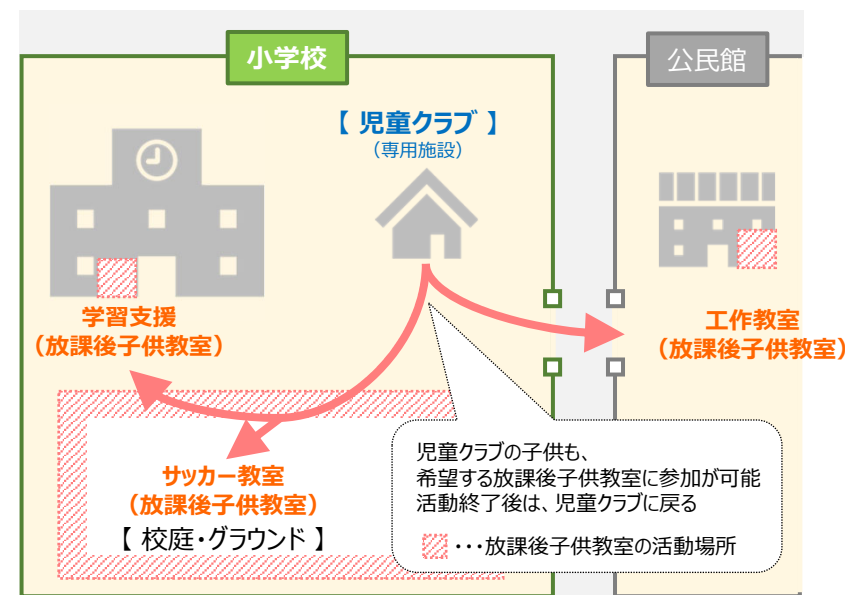
- ▶ 地域の実情に応じた実施（週1～2日が多い）
- ▶ 学習や体験などのプログラムを実施（多様な学びの機会の提供）
- ▶ 地域住民ボランティア等、多様な参画により実施
- ▶ すべての子供が参加可能（内容等により制限される場合あり）

隣接施設等も活用した校内交流型のイメージ

- ▶ 同一の小中学校内等で両事業を実施し、児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加、交流できる

〇〇小学校 放課後児童クラブ (毎週月曜日～土曜日開所)		
月		
火		
水	15:30～18:30	学校敷地内 専用施設
木		
金		
土	08:30～18:30	
日	実施なし	

〇〇小学校 放課後子供教室 (毎週水曜日、毎月第2、4土曜日開所)		
月		
火	実施なし	
水	15:30～17:30	グラウンド 余裕教室
木		(毎週水曜日) グラウンドでサッカー教室 余裕教室で学習支援
金	実施なし	
土	10:00～12:00	公民館 (隣接)
日	実施なし	(毎月第2・4土曜日) 公民館で工作教室



連携型：放課後子供教室及び放課後児童クラブが連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの

校内交流型：連携型のうち、同一小中学校内等で放課後子供教室及び放課後児童クラブを実施しているもの

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和7年度予算額（案）

7,052百万円

（前年度予算額

7,050百万円）



文部科学省

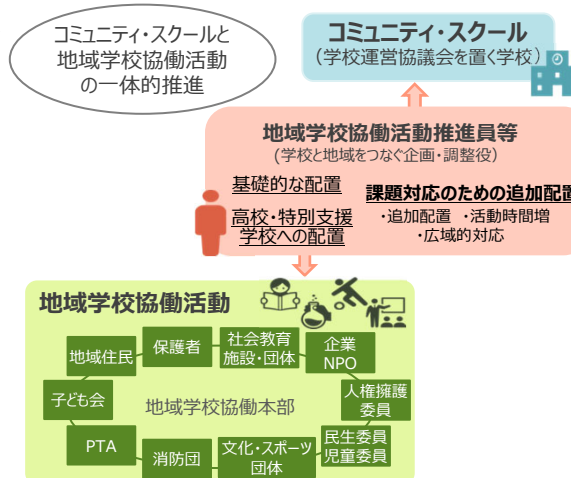
現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- **コミュニティ・スクール（※）と社会教育活動である地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**
 - ※コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R6.5時点:20,153校、58.7%）
- 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した「**放課後児童対策パッケージ**」に基づく**取組を推進**（地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等）

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業実施期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



経済財政運営と改革の基本方針2024

（令和6年6月21日閣議決定）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

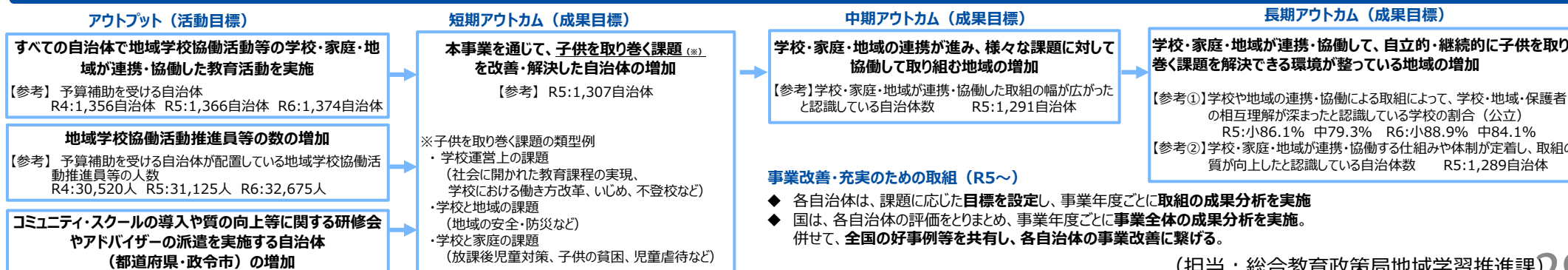
（3）公教育の再生・研究活動の推進（質の高い公教育の再生）

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を**加速する**とともに、（略）豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進する（略）。

具体的な取組

- ▶ **コーディネート機能の強化**
 - 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
 - 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置や常駐的な活動等を支援**
 - **地域学校協働活動推進員等の処遇改善**
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
 - **学校における働き方改革に資する取組、放課後等における学習支援や体験・交流活動等を支援**
 - 放課後子供教室新規開設時の備品整備を支援
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
 - **CSアドバイザーの配置促進**
 - 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する**研修の充実**

ロジックモデル

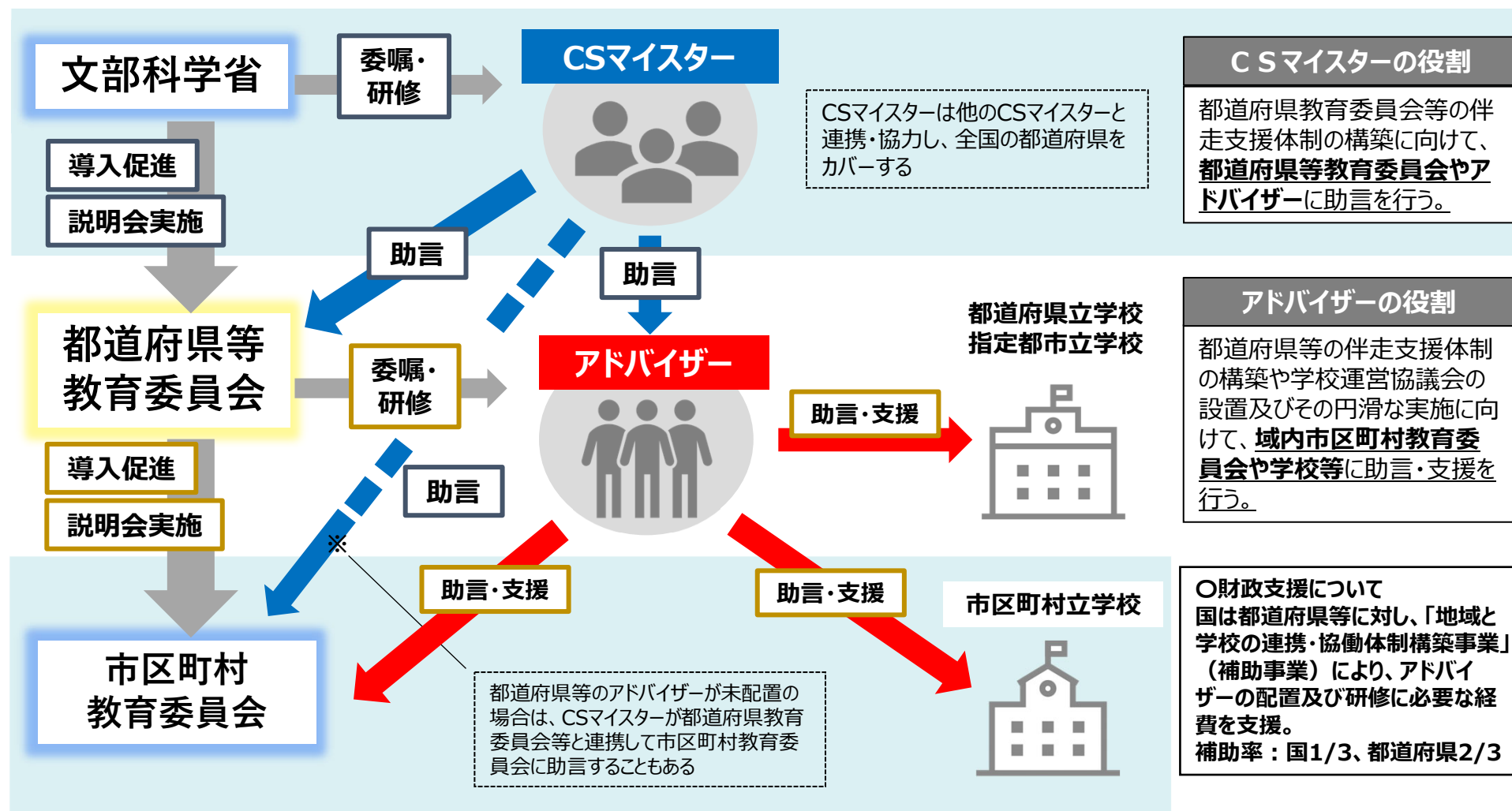


都道府県教育委員会の伴走支援体制構築

都道府県教育委員会・指定都市教育委員会に、コミュニティ・スクールについて豊かな知識と実践を有する者をアドバイザーとして配置し、研修の参加やCSマイスターとの連携を通じて知見を高めつつ、域内の市区町村教育委員会や各学校に継続的な助言・支援を行う。

文部科学省が委嘱するCSマイスターは、都道府県教育委員会等やアドバイザーに助言・支援を行い、都道府県教育委員会等の伴走支援体制の構築を支援する。

CSマイスターとアドバイザーの役割



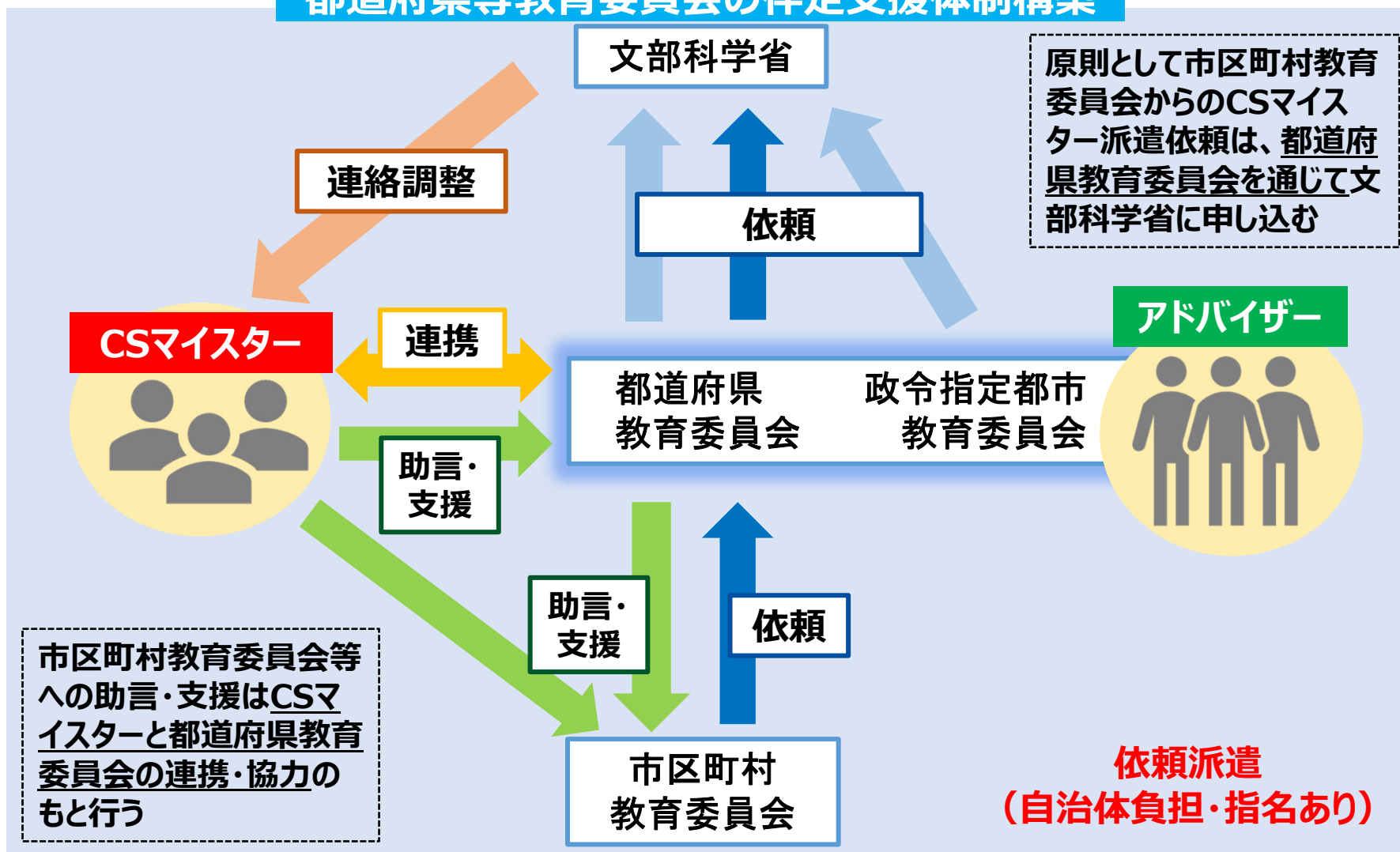
CSマイスター「依頼派遣」

コミュニティ・スクールの導入促進や質の向上を図るためには、都道府県教育委員会においては、所管する都道府県立学校や域内の市町村教育委員会に対して、導入促進のみならず導入後の伴走支援を行う必要がある。

市区町村教育委員会からの依頼による文部科学省の「CSマイスター派遣」を、都道府県教育委員会との連携・協力のもと実施することにより、都道府県教育委員会の伴走支援体制の構築を図る。

自治体からの依頼に応じた依頼派遣

都道府県等教育委員会の伴走支援体制構築



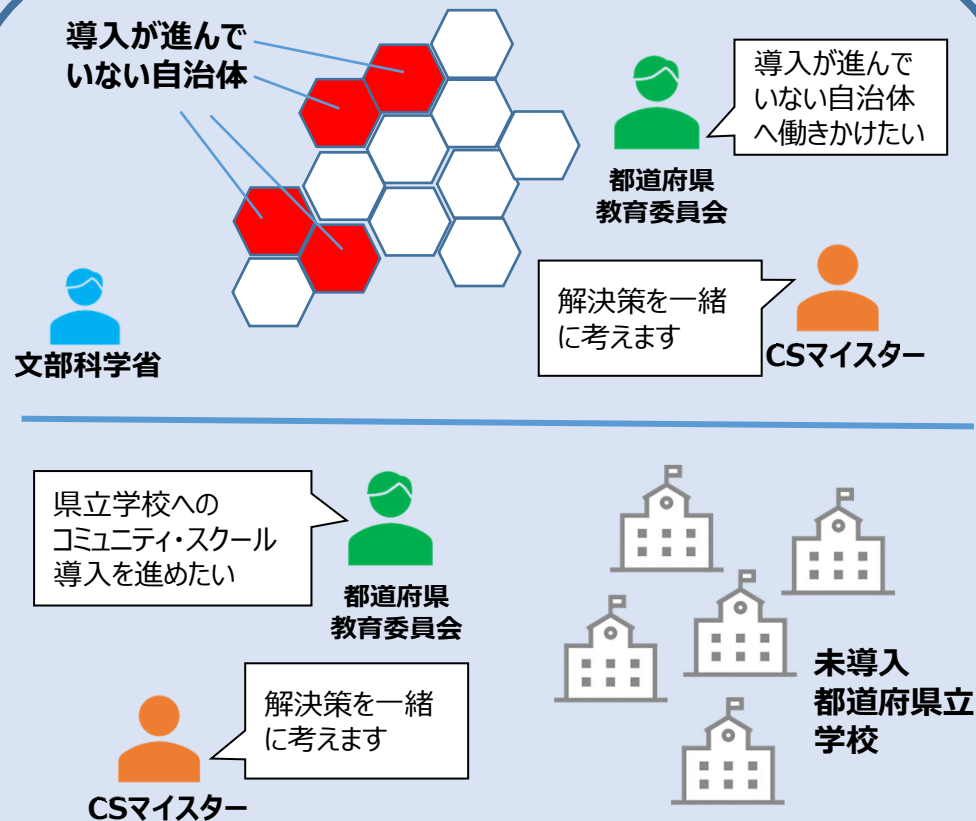
CSマイスター「プッシュ型派遣」

コミュニティ・スクールの導入を加速するためには、導入が進んでいない自治体（市区町村）や都道府県立学校に対しても、コミュニティ・スクールの十分な理解を促し、導入に向けた積極的な働きかけを行う必要がある。

都道府県教育委員会の推進プラン策定や推進アクションをCSマイスターが積極的にサポートすることにより、導入が進んでいない自治体（市区町村）や都道府県立学校の導入促進を図る。**【プランニングサポート、アクションサポート、フォローアップサポートが活用できます】**

導入が進んでいない自治体（市区町村）や都道府県立学校へのプッシュ型

都道府県教育委員会とCSマイスターの連携による導入促進



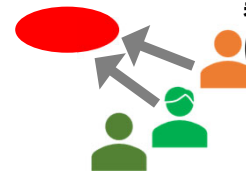
プランニングサポート



域内CS導入促進のプランニング助言

都道府県教育委員会が主体となり推進計画を立てる。CSマイスターは**アドバイザーとして関与**する。

アクションサポート



都道府県教育委員会（アドバイザー）によるアクション

コミュニティ・スクールの導入が進んでいない自治体や都道府県立学校に対して、**訪問や説明会の実施、関係者による協議等**を実施する。
（例：未導入自治体を集めた説明会の実施、高校校長会での説明）

フォローアップサポート



アクション後の進展サポート

アクション後の効果を確認するとともに、**次の強化プランへの助言・支援**を行う。

※CSマイスターを派遣できる総時間数は最大12時間とする

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和7年度予算額（案） 7,052百万円
（前年度予算額 7,050百万円）



文部科学省

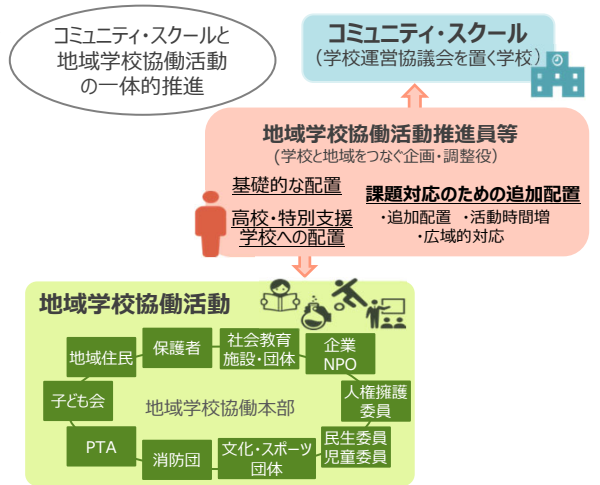
現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- **コミュニティ・スクール（※）と社会教育活動である地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**
 - ※コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R6.5時点:20,153校、58.7%）
- 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した「**放課後児童対策パッケージ**」に基づく**取組を推進**（地域学校協働活動の一環としての**放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等**）

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業実施期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



経済財政運営と改革の基本方針2024

（令和6年6月21日閣議決定）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

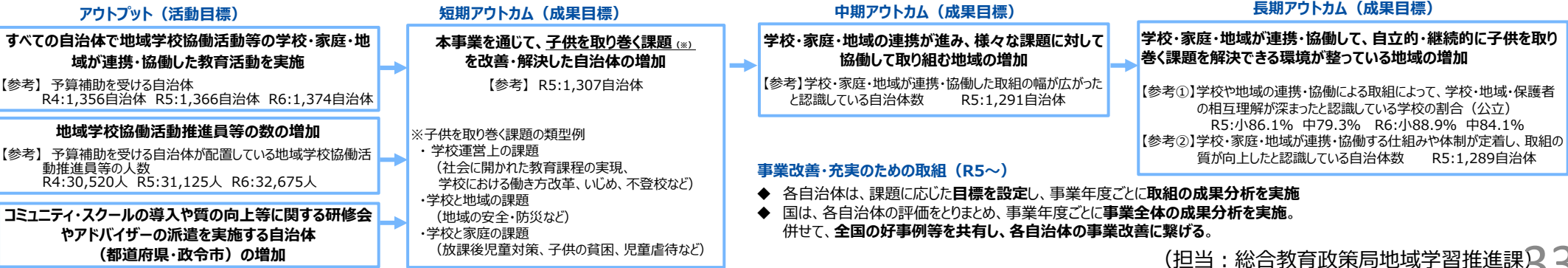
3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題
（3）公教育の再生・研究活動の推進
（質の高い公教育の再生）

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を**加速する**とともに、（略）豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進する（略）。

具体的な取組

- ▶ **コーディネート機能の強化**
 - 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
 - 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置や常駐的な活動等を支援**
 - **地域学校協働活動推進員等の処遇改善**
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
 - **学校における働き方改革に資する取組、放課後等における学習支援や体験・交流活動等を支援**
 - 放課後子供教室新規開設時の備品整備を支援
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
 - **CSアドバイザーの配置促進**
 - 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する**研修の充実**

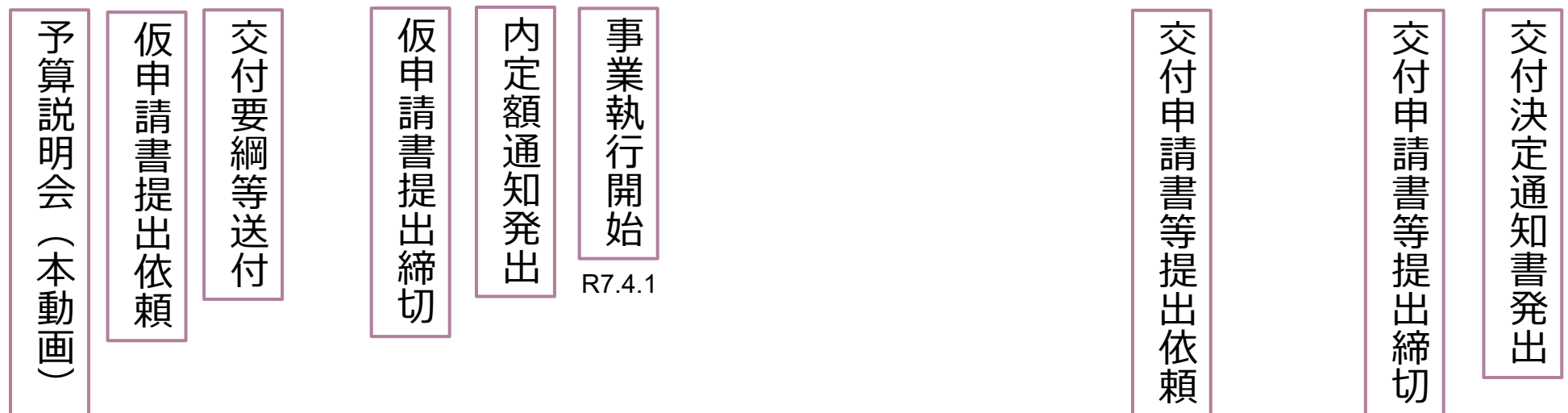
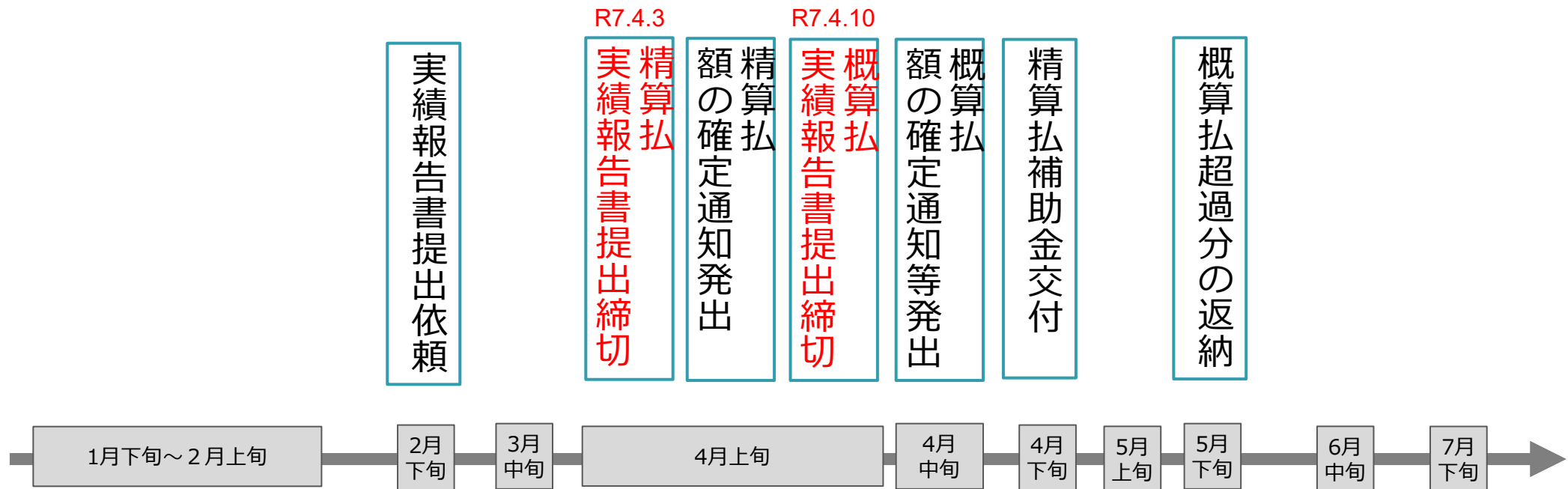
ロジックモデル



1. 令和7年度予算案等について
2. 令和7年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」
の実施について
- 3. 令和6年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」
実績報告及び令和7年度交付申請について**
4. その他関連する取組について

実績報告・仮申請・交付申請のスケジュール（予定）

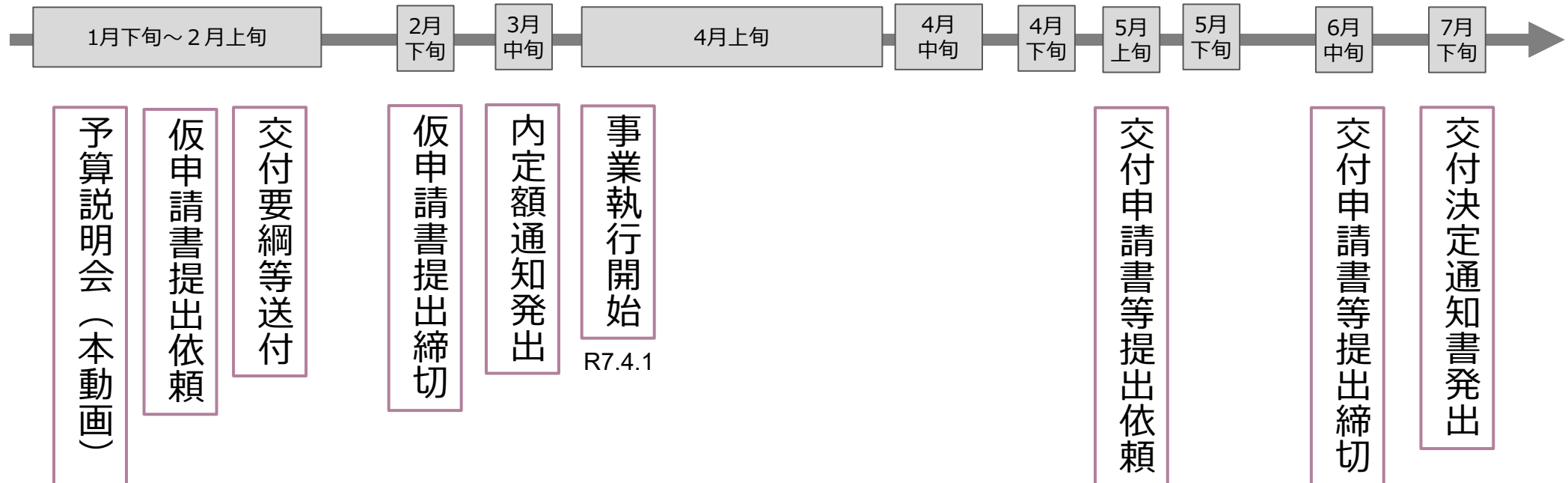
令和6年度事業



令和7年度事業

実績報告・仮申請・交付申請のスケジュール（予定）

令和6年度事業



令和7年度事業

実績報告・仮申請・交付申請の方法

- 交付要綱で定める様式は、Word又はExcel様式で提出
- 事業計画書は、EduSurvey（文部科学省Web調査システム）への入力とExcel様式の提出を併用。いずれかを選択すること（都道府県においては域内で統一すること。）。

実績報告における留意点

- 精算払は4/3（木）、概算払は4/10（木）が提出期限
- 令和6年度事業の交付申請時に、コミュニティ・スクールを導入しておらず、導入計画もない自治体は、**令和6年度に策定した導入計画を提出**すること。なお、導入計画の内容については、実施要領Q&Aを参照すること。
- 万が一、令和6年度に導入計画を策定できなかった場合は、理由の確認などを実施。**やむを得ない事情が無い限り、令和7年度の補助金申請は認めない。**
- 不用額の**具体的な発生理由**を国へ報告
- 目標の達成状況について効果検証を行い、結果を国に報告するとともに、目標と併せて公表すること。
- 複数の自治体に対して証拠書類の提出を依頼（提出期限：実績報告書の提出期限と同日）

仮申請における留意点

- 予算案に基づき、真に必要な金額で行うこと。
- 引き続き、成果目標や成果指標を設定し国に報告

補助対象経費について

- 補助対象外経費を計上したことによる返納案件が多発
→ 交付要綱、実施要領、実施要領Q&Aをよく確認すること。

不適切経理について

- 単純な事務誤りによる返納案件が多発
→ 交付要綱、実施要領、実施要領Q&Aを確認、実績報告書等提出前の確認を徹底
- 事業の一部を委託している場合において、証拠書類の確認等が不十分であったことによる返納案件が発生
→ 受託者に証拠書類の提出を求めたうえ、活動実績と齟齬がないかを確認し、提出を受けた証拠書類の保管を徹底すること。
- 不適切経理が明らかとなった場合は、全ての会計書類の提出を求める。

令和7年度事業の査定方針について

査定について

仮申請額が予算額を上回った場合、施策の推進の観点から、次の項目などにより査定を行う予定

優先配分項目

- ・ コミュニティ・スクールの導入や充実に係る取組
- ・ 地域学校協働活動推進員等の配置
- ・ 学校における働き方改革を踏まえた取組

査定項目

◆ 加点項目

- ・ コミュニティ・スクールの導入率
- ・ 地域学校協働活動推進員の委嘱割合、学校運営協議会委員任命割合
- ・ 連携型、校内交流型の放課後子供教室の実施割合
- ・ 「本事業で重点的に取り組む課題に応じた目標等」の内容
(EBPMの観点から、課題、取組内容、目標・指標の設定が適切か、ロジックの論理一貫性)

◆ 減点項目

- ・ 令和5年度事業の不用率

内定額の通知について

査定後、都道府県に対しては、間接補助自治体である市町村について算定した内定額をお知らせする予定
ただし、都道府県から市町村に対する補助額を拘束するものではない。

「本事業で重点的に取り組む課題に応じた目標等」の設定について

EBPMの基本的考え方

政策目的を明確化させ、その目的の達成のために本当に効果が上がる政策手段は何かなど、**政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組**

ロジックモデルの作成

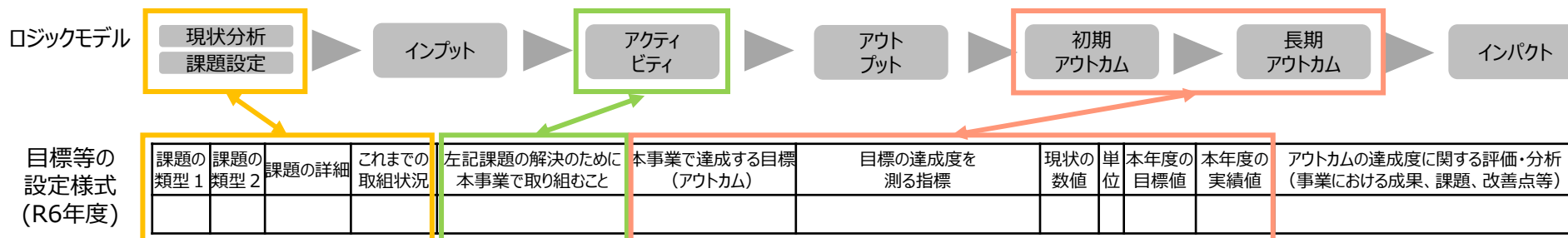
ロジックモデル：政策課題とその現状に対し、政策手段から政策目的までの経路（ロジック）を端的に図示したもの



◆ ロジックモデルの構成要素

- 現状分析・課題設定 : 前提となる背景事情や解決したい社会問題、問題が発生しているボトルネックの分析、政策課題の特定
- インプット : 投入する資源（事業実施に必要な予算等）
- アクティビティ : 政策手段による活動（事業の実施内容等）
- アウトプット : 政策手段による活動目標・実績（当該事業を通じて直接算出される実績）
- 初期アウトカム : 成果目標・実績（当該事業を通じて期待される変化）
※極力アウトプットから直接的に影響を受ける変化
- 長期アウトカム : 成果目標・実績（当該事業を通じて期待される変化）
※他事業や他の要因の影響も含めた複合的な変化でも可
- インパクト : あるべき姿、最終的に目指すべき姿、国民・社会への社会的な影響

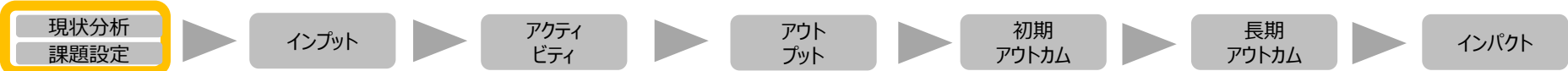
◆ 事業で重点的に取り組む課題に応じた目標等の設定様式との対応関係



目標設定等に当たっての留意点

1. 課題設定

【ロジックモデル】



【目標等の設定様式】

課題の 類型 1	課題の 類型 2	課題の詳細	これまでの 取組状況	左記課題の解決のために 本事業で取り組むこと	本事業で達成する目標 (アウトカム)	目標の達成度を 測る指標	現状の 数値	単位	本年度の 目標値	本年度の 実績値	アウトカムの達成度に関する評価・分析 (事業における成果、課題、改善点等)

- 各自治体における「子供を取り巻く課題」のうち、学校が地域や家庭と共通して抱える課題又は学校運営上の課題であるが地域や家庭と連携・協働して解決に取り組むべき課題とする（課題の類型 1、2 については文科省で設定した類型から選択）。
- 各自治体における現状（これまでの取組状況や令和6年度の評価・分析等を含む。）を踏まえ、課題の詳細を記載する。
- 「何をするか」ではなく、「何が課題か」「どのような変化を起こしたいか」を明確にする。

＜具体例＞ 令和 5 年度事業に係る目標等の設定様式の記載内容



【良い例】

- ・ 現状を踏まえた課題が記載されている。
- ・ 何が課題か、どんな変化を起こしたいのかが明確

課題の 類型 1	課題の 類型 2	課題の詳細
①学校 運営上 の課題	教職員の時 間外勤務の 是正	学校と地域の連携・協働により行う、子供たちの豊かな学びについて、連携体制が不十分であるため、人材確保や受け入れ先確保に係る業務が教職員の負担となっている。
②学校 と地域 の課題	青少年の健 全育成	自己肯定感に関する児童生徒の肯定率の割合がどの学年をみても全国平均、県平均よりも低い傾向にあり、とりわけ将来の夢や目標があるという質問に対する肯定率は全国より5ポイント以上の差が生じている。
③学校 と家庭 の課題	放課後等における多様な体験活動	ゲームやスマートフォンなどを利用する頻度が増え、様々な体験活動に触れる機会が減少している。



【見直しが必要な例】

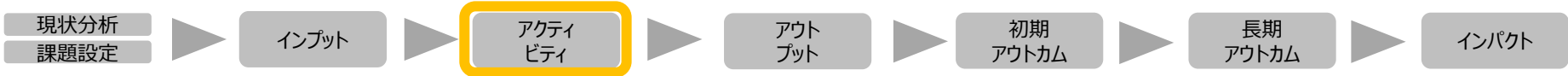
- ・ 課題ではなく、「何をするか」（＝アクティビティ）が記載されている。
- ・ 何が課題か、どんな変化を起こしたいのかが不明確

課題の 類型 1	課題の 類型 2	課題の詳細
①学校 運営上 の課題	社会に開かれ た教育課程 への対応	歴史、郷土の魅力等について地域住民を講師とする学習活動・専門的な知識・技能を持つ地域住民による授業支援
②学校 と地域 の課題	青少年の健 全育成	地域ぐるみでの教育の充実を図る。
③学校 と家庭 の課題	放課後等における多様な体験活動	年間 5 回程度、各教室で「特別の活動」を行う。

目標設定等に当たっての留意点

2. 本事業での取組（アクティビティ）

【ロジックモデル】



【目標等の設定様式】

課題の 類型 1	課題の 類型 2	課題の詳細	これまでの 取組状況	左記課題の解決のために 本事業で取り組むこと	本事業で達成する目標 (アウトカム)	目標の達成度を 測る指標	現状の 数値	単位	本年度の 目標値	本年度の 実績値	アウトカムの達成度に関する評価・分析 (事業における成果、課題、改善点等)

- **設定した課題の解決に向けて重点的に取り組むことを具体的に記載**する。

<具体例> 令和5年度事業に係る目標等の設定様式の記載内容

😊【良い例】

- ・ 具体的で、かつ、課題を踏まえた取組内容となっている。

課題の 類型 1	課題の詳細	左記課題の解決のために 本事業で取り組むこと
①学校 運営上の 課題	学校行事の準備や雑務等に追われ、子供に向き合う時間が十分に確保できない。	現在4小学校に8名の地域学校協働活動推進員を配置しているが、さらに4小学校と3中学校に推進員を配置し、学校のニーズに応じて、地域ボランティアを募り、実際に活動する。推進員は学校と地域の連絡調整等を担い、教員の業務負担軽減を図る。
②学校と 地域の 課題	少子高齢化をはじめとする様々な社会的な問題に直面する中、若年層減少に伴う地域の活力が減退する、地域の自然や文化の継承が難しくなる、などが課題となっている。	総合的な学習の時間をはじめとする教育課程内において、地域の人材をゲスト・ティーチャーとして迎え、校外学習を計画したり、学校外の教育力を活用した学習を進める。
③学校と 家庭の 課題	学校以外で学習を行う習慣が少ない児童が増えており、学校以外で学習の習慣づけが学校・家庭の共通課題となっている。	放課後子ども教室において、地域住民等の協力を得て、体験活動前に宿題や復習、予習を行い、学習の習慣づけを行う。

😞【見直しが必要な例】

- ・ 取組内容が具体的でない。
- ・ 課題を踏まえた取組内容となっていない。

課題の 類型 1	課題の詳細	左記課題の解決のために 本事業で取り組むこと
①学校 運営上の 課題	教職員の負担が増加している。 <i>どこに負担感があるのか？</i>	地域の子育てに慣れた人材を活用し、PTAや学級懇談時に学校教室を使用して児童の見守り活動を行う。 <i>教職員の負担軽減にどうつながるのか？</i>
②学校 と地域の 課題	参加する児童数に対して、サポーター数が不足 <i>なぜ不足しているのか？</i>	サポーター登録者は30名だが、実際に活動に参加できる人数が各回ごとにばらつきがあり、平均すると20名程である。地域ボランティアや保護者への協力を依頼、サポーター数を確保し、実総数を増やす。 <i>課題（不足している原因）を踏まえて具体的に何に取り組むのか？</i>
③学校 と家庭 の課題	学校以外で学習を行う習慣がない児童が増えており、学校の授業以外で学習を行うことに対する意識づけが学校・家庭の共通の課題となっている。	放課後子ども教室の中の学習プログラムへの参加児童数を増やす。 <i>「学習の意識づけ」という課題解決にどうつながるのか？ どのような方法で参加児童を増やすのか？</i>

目標設定等に当たっての留意点

3. 本事業で達成する目標（アウトカム）

【ロジックモデル】



【目標等の設定様式】

課題の 類型 1	課題の 類型 2	課題の詳細	これまでの 取組状況	左記課題の解決のために 本事業で取り組むこと	本事業で達成する目標 (アウトカム)	目標の達成度を 測る指標	現状の 数値	単位	本年度の 目標値	本年度の 実績値	アウトカムの達成度に関する評価・分析 (事業における成果、課題、改善点等)

- 何が提供・整備されるのかという活動目標（アウトプット）ではなく、取組を通じて**どのような変化がもたらされるのか、課題がどのように解決・改善していくことを目指すのかという成果目標（アウトカム）**を記載する。
- 必ずしも当該事業年度において達成しなくてはならないものではなく、また、**本年度の目標値を達成できたことのみをもって各自治体の取組を評価するものではない**ので、容易に達成できる目標・目標値を設定することの無いようにする。

<具体例> 令和5年度事業に係る目標等の設定様式の記載内容

😊【良い例】

- 児童生徒等にどのような変化がもたらされるのか、課題がどのように解決・改善されるのか（成果目標）が記載されている。

課題の 類型 1	課題の詳細	左記課題の解決のために 本事業で取り組むこと	本事業で達成する目標 (アウトカム)	目標の達成度を 測る指標
①学校運営上の課題	地域の方の関わりは増えているが、毎年行っている小中学生へのCSIに関するアンケートで、 地域・郷土愛に関する内容についての肯定的な回答の割合が低かった。	地域の方の関わりを増やすだけでなく、協働活動支援員やサポーターなどの役割分担を明確にし、地域人材や文化財を活用しながら地域についてより深く学ぶ機会を増やす。	学校・地域の役割分担を明確にすることにより、教員の業務負担が軽減するだけでなく 地域との協働がさらにすすみ、児童生徒の地域・郷土への誇りや愛着が深まる。	アンケートでの地域・郷土愛に関する内容についての肯定的な割合
②学校と地域の課題	下校路が国道沿いであり、車の通行量が多いため、児童の下校の際に危険がある。	下校時に支援員を配置し、安全指導と見守り活動を行う。	児童が自分たちで危険を考え、自分の身を自分で守れるよう行動できるようになること	危険行動の回数
③学校と家庭の課題	障害のある児童・生徒等が、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進していく必要がある。	・放課後や週末等に、都立特別支援学校を主な会場として実施する放課後子供教室において、地域住民等の参画を得て、多様なプログラムの実施回数を増やす。 ・地域コーディネーターを中心に、地域住民等に広く働きかけを行い、地域の方々の参画の促進を図る。	・特別支援学校の児童・生徒が学校では経験できない多様なプログラムに参加することにより、 児童・生徒の興味関心の幅が広がる。 ・活動に参加する子供と地域の方々の交流機会が増えることで、 地域において特別支援学校の児童等を見守る目が増える。	①放課後子供教室におけるプログラム実施回数 ②放課後子供教室への地域ボランティア等の参加者数

😞【見直しが必要な例】

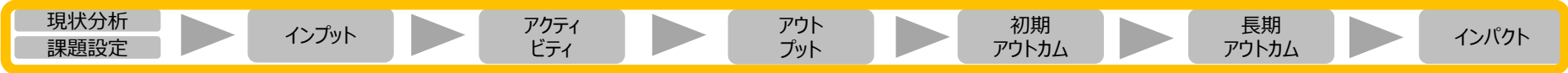
- 何が提供・整備されるのか（活動目標）が記載されており、児童生徒等にどのような変化がもたらされるのか、課題がどのように解決・改善されるのか（成果目標）が不明

課題の 類型 1	課題の詳細	左記課題の解決のために 本事業で取り組むこと	本事業で達成する目標 (アウトカム)	目標の達成度を 測る指標
①学校運営上の課題	教員の長時間労働が常態化している。	地域学校協働活動推進員を委嘱し、中学校部活動の地域移行を進める。	全部活の地域移行	部活動数
②学校と地域の課題	家庭や地域の教育力が低下しつつあり、子供たちと地域の方との交流の機会が減っている。	家庭や地域の教育力の向上とともに、学校との連携を推進し、放課後児童の安心安全な活動拠点の充実を図る。	放課後児童の安心安全な活動拠点としての 放課後子供教室事業を充実させる。	放課後子供教室の実施回数
③学校と家庭の課題	放課後の時間を一人で過ごすよりも、集団の中で過ごし、ともに様々な体験をすることで、価値観や多様性を育む。	通常の活動のほかに、外部講師を招き、運動遊びや集団での課題解決に取り組む等の事業を実施する。	外部講師を招いた事業の実施	各地区教室で1回以上実施

目標設定等に当たっての留意点

4. ロジックモデルの一貫性

【ロジックモデル】



【目標等の設定様式】

課題の 類型 1	課題の 類型 2	課題の詳細	これまでの 取組状況	左記課題の解決のために 本事業で取り組むこと	本事業で達成する目標 (アウトカム)	目標の達成度を 測る指標	現状の 数値	単位	本年度の 目標値	本年度の 実績値	アウトカムの達成度に関する評価・分析 (事業における成果、課題、改善点等)

- 本事業で取り組むこと（アクティビティ）を実施すれば、課題は解決されることが明瞭となっているか。
- 課題とアウトカムの記載内容是对応関係にあるか。

<具体例> 令和5年度事業に係る目標等の設定様式の記載内容

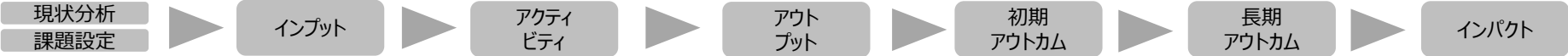
【良い例】

課題の 類型 1	課題の詳細	左記課題の解決のために 本事業で取り組むこと	本事業で達成する目標 (アウトカム)	目標の達成度を測る指標
①学校 運営上の課題	総合的な探究の時間や地域との連絡に関わる準備・調整、また、放課後学習や部活動指導等により教職員の時間外勤務が常態化している。	・地域学校協働活動推進員等を2人以上配置し、総合的な探究の時間を中心に地域との連絡調整を行うことで、教職員の業務負担を軽減する。 ・放課後学習支援員及び部活動支援員の活用により、教職員の業務負担を軽減する。	教職員の業務負担が軽減され、時間外勤務を行う教職員が減少する。	時間外在校等時間が月45時間以内の教職員の割合
①学校 運営上の課題	ふるさと・キャリア教育の地域学習において、新たな地域人材や地域課題の教材研究が必須である。しかし、地域を知らない教職員が教材研究をすることは大変な時間を要し、教職員の負担となっている。	地域学校協働活動推進員を全ての小学校へ配置する。推進員は、学校と地域の連絡調整等を行い、地域人材・教材研究の情報収集等に協力し、教員の教材研究を支援する。	地域学校協働活動推進員の教材研究支援により、教員の教材研究の負担を軽減する。また、地域や社会で起こっている問題や出来事を取り扱う事業で地域人材開拓や地域課題の教材開発ができる。	CSポートフォリオのアンケートで、地域人材の活用や地域学習を進める上で「負担が減った」「どちらかといえば負担が減った」と回答する教職員の割合
②学校と 地域の課題	高等学校・中学校で行われるキャリア教育での「インターンシップ」や「職場訪問学習」の協力企業が限られ、選択肢が少ない。	地域コーディネーターによる年間訪問企業数を増やす。	協力企業の数や事業を増やし、「インターンシップ」や「職場訪問学習」での選択肢を増やす。	協力企業数及び業種数の増加
③学校と 家庭の課題	ゲームやスマートフォンなどを利用する頻度が増え、様々な体験活動に触れる機会が減少している。	児童が興味を持ち、活動に取り組むきっかけ作りになるよう、地域学校協働活動推進員の調整のもと、地域住民や関係団体の協力を得て、スポーツや福祉・芸術など様々な分野の体験活動を取り入れる。	体験した活動に、放課後子供教室以外でも興味をもって参加したり、自主的に実施したりする児童が増える。	公民館講座やイベントなどの体験活動に参加したり自主的に実施したりしている児童の割合の増加

目標設定等に当たっての留意点

5. アウトカムの達成度に関する評価・分析

【ロジックモデル】



【目標等の設定様式】

課題の 類型 1	課題の 類型 2	課題の詳細	これまでの 取組状況	左記課題の解決のために 本事業で取り組むこと	本事業で達成する目標 (アウトカム)	目標の達成度を 測る指標	現状の 数値	単位	本年度の 目標値	本年度の 実績値	アウトカムの達成度に関する評価・分析 (事業における成果、課題、改善点等)

- 課題の解決・改善が図られた場合は、**具体的な成果や工夫、次年度に向けた改善点を記載**する。
- 課題の解決・改善が図られなかった場合は、**その要因や課題、次年度に向けた改善点を記載**する。

<具体例> 令和5年度事業に係る目標等の設定様式の記載内容



【良い例】

課題の 類型 1	課題の詳細	左記課題の解決のために 本事業で取り組むこと	本事業で達成する目標 (アウトカム)	目標の達成度を測る指標	現状の 数値	目標値	実績値	アウトカムの達成度に関する評価・分析 (事業における成果、課題、改善点等)
①学校 運営上 の課題	総合的な探究の時間や地域との連絡に関わる準備・調整、また、放課後学習や部活動指導等により教職員の時間外勤務が常態化している。	・推進員等を2人以上配置し、総合的な探究の時間を中心に地域との連絡調整を行うことで、教職員の業務負担を軽減する。 ・放課後学習支援員及び部活動支援員の活用により、教職員の業務負担を軽減する。	教職員の業務負担が軽減され、時間外勤務を行う教職員が減少する。	時間外在校等時間が月45時間以内の教職員の割合	64%	70%	64%	推進員を2人以上配置した4校については、教員が地域との連絡に係る時間や教員の負担が減り、時間外勤務の削減に効果が見られた。一方、大学生を推進員として複数名配置している学校においては、日中の活動が制限され、指標の達成に至らなかった。次年度は推進員の委嘱について検討していく。
①学校 運営上 の課題	市内の教員の約50%超が、月45時間以上の時間外勤務を行っており、教員の業務負担軽減による時間外勤務の軽減が課題となっている。	・市全体で教員の負担軽減に有効な活動や支援を何かを検討する会議を実施する。 ・教員でなくても担える業務について、地域ボランティアに担ってもらい、教員の業務負担の軽減を目指す。	学校・家庭・地域の役割分担の明確化により、地域との協働が進み、教員の業務負担が軽減する。	月45時間以上の時間外勤務を行う教員の割合	51%	48%	43%	学校運営協議会で「教職員の時間外勤務が多い」ことを取り上げ、解決方法を検討した。具体的な取組として、登下校の見守りを地域で担ってもらったりした。
②学校 と地域 の課題	下校路が国道沿いにあり、車の通行量が多いため、児童の下校の際に危険がある。	下校時に支援員を配置し、安全指導と見守り活動を行う。	児童が自分たちで危険を考え、自分の身を自分で守れるよう行動できるようになること	危険行動の回数	5回	0回	3回	下校方法の指導を行いながら見守り活動を行っている成果により、上級生が下級生の指導をしつつ下校ができるようになっていく。継続して支援員が関わることにより、学校教諭も安心して任せられることができるようになったため、教職員の負担軽減にもつながっている。
②学校 と家庭 の課題	学校以外で学習を行う習慣がない児童が増えており、学校の授業以外で学習を行うことに対する指導等が学校・家庭の共通の課題となっている。	小学校低学年を対象として放課後子ども教室を週2回開講し、宿題の指導等、学習支援を行う。児童に、学校以外で学習を行う習慣を身につけてもらう。	学校以外で日常的に学習を行う児童が増える。	アンケート調査で、学校以外で学習を行う習慣が身についたと回答した児童の割合	0%	50%	75%	放課後子ども教室に参加した児童の75%が、学校以外で学習を行う習慣が身についたと回答したため、取組の効果があったと考える。現場で指導にあたる協働活動支援員の意見をふまえながら児童の興味関心を引き出す学習課題を提示し、教室の運営を行った。教室の増設や内容のさらなる充実が課題。

目標設定等に当たっての留意点

6. その他

◆ 課題の種類

課題の種類 1	課題の種類 2	課題の種類 1	課題の種類 2	課題の種類 1	課題の種類 2
学校運営上の課題	教職員の時間外勤務の是正 社会に開かれた教育課程への対応 いじめや不登校など生徒指導上の課題への対応 障害や困難を抱える児童生徒への対応 その他	学校と地域の課題	通学路等の地域安全・地域防災 青少年の健全育成 学校支援ボランティアの確保・育成 高校・特別支援学校における地域連携の強化 その他	学校と家庭の課題	家庭等における学習習慣の定着 放課後等における多様な体験活動 読書習慣の定着・読書体験の充実 貧困家庭の児童生徒等に対する学習支援等 その他

◆ アウトプットとアウトカム

アウトプット：事業によって提供・整備される産出物やサービス（活動目標・実績）
→ **誰に何をどれだけ実施するか（サービスを提供する実施者（自治体）の視点）**

アウトカム：事業のアウトプットによってもたらされる変化・成果（成果目標・実績）
→ **受益する誰がどう変わるか（受益者（児童生徒、学校・教職員、地域住民等）の視点）**

◆ 初期アウトカムと長期アウトカム

初期アウトカム：成果目標のうち、**短期**で発現する変化や**事業実施が直接的にもたらす**変化
長期アウトカム：成果目標のうち、**長期**で発現する変化や**他の要因や他事業等も含めた**変化

◆ 参考になる「事業で重点的に取り組む課題に応じた目標等」

ホームページにて公開予定（URLは後日周知）

（参考）・内閣官房行政改革推進本部事務局（2022.11.7）、EBPMガイドブック～政策担当者はまず読んでみよう！行政の「無謬性神話」からの脱却に向けた、アジャイル型政策形成・評価の実践～Ver1.0
・文部科学省大臣官房政策課政策推進室（2023.3）、「ロジックモデル」作成マニュアル

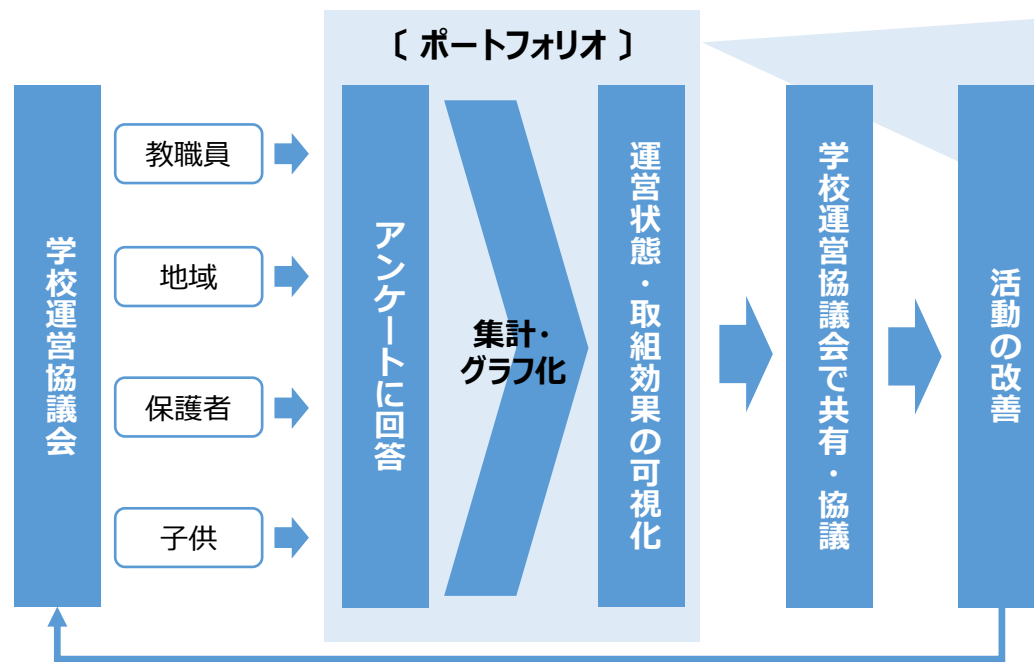
1. 令和7年度予算案等について
2. 令和7年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」
の実施について
3. 令和6年度「地域と学校の連携・協働体制構築事業」
実績報告及び令和7年度交付申請について
4. **その他関連する取組について**

CSポートフォリオ（コミュニティ・スクールの効果検証ツール）の活用について

各地域・学校において、コミュニティ・スクール関係者（教職員・地域・保護者・子供）に対するアンケート結果を相互に関連付けて集計し、CSの運営状態や取組の効果等をグラフ化・視覚化する検証用ツール「**CSポートフォリオ**」の活用により、当該地域・学校の取組状況を関係者間で共有し、改善に向けた協議や取組につなげることが可能となる

※令和2～3年度文部科学省委託事業として、CSポートフォリオ（詳細版）を開発、令和4年度CSポートフォリオ（標準版）・CSの運営に関するチェックシート作成

【CSポートフォリオの仕組み（イメージ）】



可視化される事項の例：

- 学校運営協議会の運営に関する事項（自律性、対等性、持続性、熟議度等）
 - 学校（教職員）・家庭（保護者）・地域の意識・活動状況に関する事項
 - 子どもの関心や学校や地域との関わりに関する事項
 - 大人（教職員、地域、保護者）の関心や関わりに関する事項
- など

- CSの運営状態やCSの生み出す効果を視覚化
- 学校運営の改善や、地域との協働の在り方の検討につなげる

➡ **CSの診断ツール（≒健康診断）**

【活用の可能性】

- ① ポートフォリオを定期的に活用することで、各地域・学校のCSの現状や成果、課題の視覚化と経年比較が可能となり、学校運営協議会で共有・改善方策について協議することで、PDCAサイクルを効果的に回すことができる（定期健康診断）
- ② 項目の工夫などにより、学校評価（関係者評価）を兼ねて実施することで、学校業務の効率化・デジタル化にも寄与



学校と地域でつくる
学びの未来HP
からダウンロード可能



解説動画はこちら！

「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」について

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による地域とともにある学校づくりに向けて、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催し、取組の充実と全国的な普及を図る

今後の予定

開催地	期日	会場等	主催
文部科学省	2月28日（金）	文部科学省第1講堂 （WEB配信併用）	・文部科学省
千葉県	8月2日（土）	千葉県教育会館 （WEB配信併用）	・文部科学省 ・千葉県教育委員会
仙台市	11月8日（土）	東北学院大学 五橋キャンパス （WEB配信併用）	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・仙台市教育委員会

千葉県及び仙台市で開催される「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」への参加旅費は補助対象

R4～R6年度実績

年度	開催地	期日	会場等	テーマ	主催
R6	山梨県	7月13日（土）	山梨県立文学館・美術館 （WEB配信併用）	学校と地域で高め合おう！子供・教師・家庭・地域のウェルビーイング ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を通して～	・文部科学省 ・山梨県教育委員会
	金沢市	11月8日（金）	金沢市文化ホール （WEB配信併用）	持続可能な社会の創り手の育成 ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的取組を通して～	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・金沢市教育委員会
R5	茨城県	7月15日（土）	茨城県庁 （WEB配信併用）	これからのコミュニティ・スクール ～令和の日本型学校教育の実現に向けて～	・文部科学省 ・茨城県教育委員会
	南部町 （鳥取県）	12月15日（金）	米子コンベンションセンター キナルなんぶ （WEB配信併用）	コミュニティ・スクール その先へ ～今こそ魅せる大人の本気～	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・鳥取県教育委員会 ・南部町教育委員会
R4	兵庫県	6月11日（土）	神戸ポートオアシス （WEB配信併用）	正しく学ぶ これからのコミュニティ・スクール	・文部科学省 ・兵庫県 ・兵庫県教育委員会 ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会
	玖珠 （大分県）	10月29日（土）	くすまちメルサンホール （WEB配信併用）	コミュニティ・スクールがつくる令和の学校	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・大分県教育委員会 ・玖珠町教育委員会
	文部科学省	2月3日（金）	WEB配信のみ	大臣表彰の受賞取組の事例研究 （※同日午前大臣表彰を実施）	・文部科学省

コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る協力団体等リスト

コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した関係団体・関係者との更なる連携促進、互恵的関係の構築・深化に向けて広く周知を図ることができるよう、趣旨に賛同・協力いただける関係団体等のリストを作成。

掲載団体（令和6年12月時点）

本体はこちら →



《教育分野》

- ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会
（コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換、普及啓発等）
- ・公益社団法人日本PTA全国協議会
- ・一般社団法人全国高等学校PTA連合会
（PTA活動に関する研修・広報活動、子供たちの健全育成等）
- ・公益社団法人全国子ども会連合会
（子ども会活動の推進、指導者の養成・研修等）
- ・公益社団法人全国公民館連合会
（公民館の普及促進、調査研究等）
- ・全国私立大学教職課程協会
- ・日本教育大学協会
- ・日本教職大学院協会
（教師教育・教員養成に関する調査研究・情報発信等）
- ・全国都道府県教育委員会連合会
- ・全国市町村教育委員会連合会
- ・指定都市教育委員会協議会
- ・全国都市教育長協議会
- ・中核市教育長会
- ・全国町村教育長会
（教育委員会相互の情報共有、教育行政に関する調査研究等）
- ・全国国公立幼稚園・こども園長会
（幼児期の教育の発展・振興、保幼小の連携推進）
- ・全日本中学校長会
（中学校教育の振興等）
- ・全国連合退職校長会
（教育の振興、地域の教育・文化の向上等）

- ・全国公立小中学校事務職員研究会
（学校事務の研究、事務職員の資質向上、教育環境の整備等）
- ・全日本教職員連盟
（教職員の研修、地域・家庭における教育の充実に向けた取組等）
- ・公益社団法人日本教育会
- ・日本連合教育会
- ・一般社団法人全国教育問題協議会
（教育に関する調査研究・普及活動等）
- ・公益財団法人日本学校保健会
（子供の現代的健康課題に対応するための学校保健の振興等）
- ・公益財団法人産業教育振興中央会
- ・全国産業教育振興会連絡協議会
（産業教育の振興）
- ・全国専修学校各種学校総連合会
（専修学校・各種学校における職業教育の振興、中高との連携推進）
- ・公益財団法人日本漢字能力検定協会
（日本語・漢字に関する普及啓発・支援等）
- ・公益財団法人日本数学検定協会
（数検）

《スポーツ・文化分野》

- ・公益財団法人日本スポーツ協会
（スポーツ指導者・スポーツ少年団の育成、生涯スポーツの普及等）
- ・公益財団法人運動器の健康・日本協会
（運動器の健康増進、疾患・障害の予防に関わる教育・啓発等）
- ・特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟
（ラジオ体操・みんなの体操の普及等）
- ・一般社団法人和食文化国民会議
（無形文化遺産「和食」の適切な保護・継承）

《防災・安全分野》

- ・公益財団法人全国防犯協会連合会
(防犯思想・知識の普及、薬物乱用防止等)
- ・一般財団法人全日本交通安全協会
(交通安全に関する普及啓発等)
- ・消防団
(防火指導、応急手当の普及活動、防災意識の向上等)
- ・公益社団法人隊友会
(防衛・防災関連施策への協力等)

《金融分野》

- ・一般社団法人全国銀行協会
- ・一般社団法人信託協会
- ・一般社団法人全国地方銀行協会
- ・一般社団法人第二地方銀行協会
- ・一般社団法人全国信用金庫協会
- ・一般社団法人全国信用組合中央協会
- ・一般社団法人生命保険協会
- ・一般社団法人日本損害保険協会
- ・日本FP協会
(金融に関する普及啓発・リテラシー向上等)

《児童福祉分野》

- ・一般財団法人児童健全育成推進財団
(児童館の活動支援、児童福祉に関する調査研究等)
- ・全国学童保育連絡協議会
(学童保育に関する調査研究、指導員の研修活動等)
- ・一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会
(ひとり親家庭・寡婦の福祉に関する啓発・広報等)
- ・全国保育協議会
- ・公益社団法人全国私立保育連盟
- ・社会福祉法人日本保育協会
(保育・児童福祉の向上等)

《人権分野》

- ・更生保護法人全国保護司連盟
(保護観察対象者の指導・支援、犯罪予防活動等)
- ・全国人権擁護委員連合会
(人権に関する相談対応、人権啓発等)

《国際協力分野》

- ・公益社団法人青年海外協力協会
(グローバル人材の育成、地域の国際化支援等)

《社会福祉・労働分野》

- ・一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会
(多世代と交流しながら健康な生活を送る地域づくりへの支援)
- ・全国食生活改善推進員協議会(一般財団法人日本食生活協会)
(食育の推進・運動習慣の定着等)
- ・全国社会福祉協議会
(福祉人材の育成・研修、ボランティア・福祉教育の推進等)
- ・全国民生委員児童委員連合会
(生活上の様々な相談支援を行う民生委員・児童委員活動の推進)
- ・公益財団法人日本知的障害者福祉協会
(知的障害者の支援、知的障害福祉の普及啓発等)
- ・全国老人クラブ連合会
(子供の見守り、清掃・緑化、伝承・多世代交流等の活動推進)
- ・一般財団法人ACCN
(キャリアコンサルタントによるキャリア教育の推進等)

《農林水産分野》

- ・JAグループ(一般社団法人全国農業協同組合中央会)
- ・全国森林組合連合会
- ・全国漁業協同組合連合会
(農林水産分野における体験機会の提供等)

《経済分野》

- ・公益社団法人経済同友会
- ・日本商工会議所
- ・全国中小企業団体中央会
- ・全国商工会連合会
(経済界との連携・交流、地域経済の活性化等)

《自動車整備分野》

- ・自動車整備人材確保・育成推進協議会
(自動車整備に携わる人材の確保・育成等)

《海事分野》

- ・海事産業人材確保・育成推進協議会
(海事産業に携わる人材の確保・育成等)

(参考)「学校・教師が担う業務の3分類」に基づき協力が可能と考えられる事項

○昨年8月の中教審答申では、学校における働き方改革の更なる加速化に向け、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進するとともに、働き方改革の実効性を向上するためには保護者、地域住民等の理解・協力・連携が不可欠であるとされている。

○こうした動向を踏まえ、「学校・教師が担う業務の3分類」(※)に基づく取組毎に、一般的に協力が可能と考えられる協力団体等を整理。

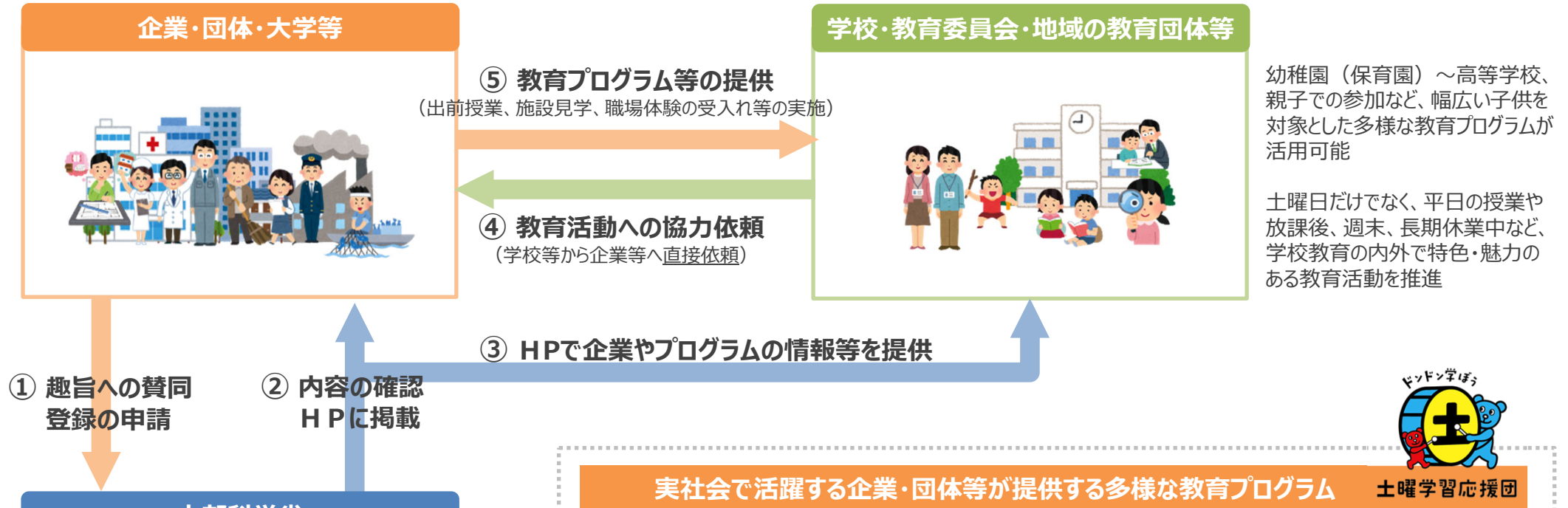
※学校における働き方改革の推進のため、学校・教師が担う業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理している。「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31(2019)年1月25日中央教育審議会)において提言されたもの。

登下校に関する対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人全国防犯協会連合会、一般財団法人全日本交通安全協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般財団法人児童健全育成推進財団、更生保護法人全国保護司連盟、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、全国老人クラブ連合会
放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人全国防犯協会連合会、全国民生委員児童委員連合会
児童生徒の休み時間における対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国老人クラブ連合会
校内清掃	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会
部活動	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、公益社団法人隊友会
給食時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、一般社団法人和食文化国民会議、全国食生活改善推進員協議会(一般財団法人日本食生活協会)
学校行事の準備・運営	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国私立大学教職課程協会、全国専修学校各種学校総連合会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟、一般社団法人和食文化国民会議、一般財団法人全日本交通安全協会、消防団、公益社団法人隊友会、全国学童保育連絡協議会、全国社会福祉協議会、全国老人クラブ連合会、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
進路指導	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国信用組合中央協会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、一般財団法人ACCN、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
支援が必要な児童生徒・家庭への対応	公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、一般財団法人児童健全育成推進財団、全国学童保育連絡協議会、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会、更生保護法人全国保護司連盟、全国人権擁護委員連合会、全国社会福祉協議会、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会

「土曜学習応援団」について ～企業・団体等の協力により、出前授業など特色・魅力ある教育活動を推進～

文部科学省では、平成26年（2014年）4月より、子供たちの豊かな学びを支えるため、取組の趣旨に賛同いただいた企業・団体等が提供する多様な教育プログラム等を「土曜学習応援団」として登録し、土曜日をはじめ、平日の授業や放課後、夏休み等に、出前授業や施設見学、職場体験の受入れなど、多様な機会を提供することで、特色・魅力のある教育活動を推進。（R6.3現在、900以上の企業・団体等が登録）

【仕組みの概要】



実社会で活躍する企業・団体等が提供する多様な教育プログラム



土曜学習応援団

【プログラムの例】



化学の不思議を伝える「化学実験教室」

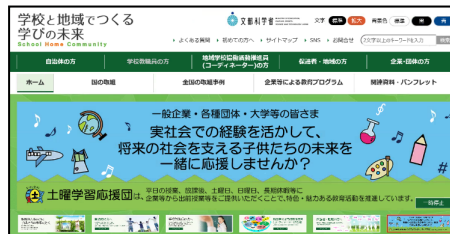


災害に備える力を養う「防災教室」



地球温暖化を考える
燃料電池を使用した「発電実験教室」

文部科学省



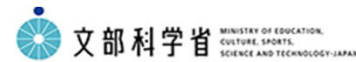
文部科学省HP（学校と地域でつくる学びの未来HP）

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/program/index.html>

「学校と地域でつくる学びの未来」ホームページ

これまでより掲載していた地域学校協働活動に関する情報の他、コミュニティ・スクールに関する情報、企業・団体等の教育プログラムに関する情報等を本ページに集約したほか、ホームページを御覧になれる方（自治体、学校関係者、保護者・地域の方、企業・団体関係者）ごとに必要と思われるコンテンツをまとめて掲載しております。

学校と地域でつくる 学びの未来 School Home Community



文字 標準 拡大 背景色 標準 黒 青

よくある質問 ▶ 初めての方へ ▶ サイトマップ ▶ SNS ▶ お問い合わせ 検索

自治体の方

学校教職員の方

地域学校協働活動推進員
(コーディネーター)の方

保護者・地域の方

企業・団体の方

ホーム

国の取組

全国の実践事例

企業等による教育プログラム

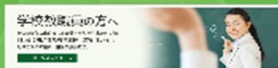
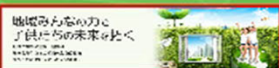
関連資料・パンフレット

地域みんなの力で 子供たちの未来を拓く

地域と学校の連携・協働は、
教育と子供たちの明日へ心を寄せる
すべての方々に支えられています。



一時停止



未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支えるためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働することが重要です。本サイトでは、国の取り組み、地域と学校が連携・協働した事例、企業・団体・大学等の方学校と協働するためのツール、イベントの情報、等を掲載しています。

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/> もしくは“学び未来”で検索



「子どもゆめ基金」は、未来を担う夢を持った子供の健全育成を推進するため、民間団体が行う様々な体験活動や読書活動への支援を行っています。

<助成の対象となる団体>

- 財団法人や社団法人
- 特定非営利活動法人
- 法人格を有しないが、青少年のために活動する団体 等
- ※PTAや子ども会が主催する活動（自団体以外にも広く公募する活動）
も助成の対象となります

<助成の対象となる活動>

①子供の体験活動

- ・自然観察やキャンプ等の自然体験活動
- ・科学実験教室等の科学体験活動
- ・文化・芸術、スポーツ等を通じた交流体験活動
- ・清掃、高齢者介護体験等の社会奉仕体験活動
- ・子供の体験活動の指導者養成 等

②子供の読書活動

- ・読み聞かせ、読書会活動
- ・子供の読書活動の振興を図るフォーラムの開催 等

③子供向け教材開発・普及活動

- ・子供の体験活動や読書活動を支援・補完するデジタル教材を開発し、普及する活動



※経済的に困難な状況にある子供の体験活動への助成について、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費・飲食代等を特に助成の対象とすることで、参加者の負担を軽減しています。

<助成の対象とならない活動（例）>

- 国又は地方公共団体等が実施する活動
- 国又は地方公共団体等との「共催」で実施する活動
- 他の機関・団体等から委託（指定管理）を受けて行う活動
- 学校の授業や行事の一環として行う活動
- 国又は国が出資した資金等に助成金等の申請を行う活動
（例：芸術文化振興基金、スポーツ振興基金、社会福祉振興助成事業、地域と学校の連携・協働体制構築事業等）
- ※地方公共団体の補助金・助成金を併用することは可能です。

【令和6年度助成金の申請・採択状況】 ※（前年度比増減）

活動分野	申請件数	採択件数	交付決定額
体験活動	4,065件(579件)	3,500件(599件)	14.6億円(2.5億円)
読書活動	434件(82件)	389件(80件)	1.3億円(0.01億円)
教材開発	26件(▲1件)	10件(▲2件)	0.7億円(▲0.1億円)
合計	4,525件(660件)	3,899件(677件)	16.6億円(2.4億円)

【令和7年度一次募集 活動規模別の助成金の限度額及び申請件数】

活動規模	参加者を募集する範囲	限度額（予定）
全国規模	24都道府県以上で募集	600万円
都道府県規模	都道府県全域又は複数都道府県にて募集	200万円
市区町村規模	市区町村単位又は複数市区町村にて募集	100万円

※活動実績のない新規団体は、原則として限度額の2分の1とする

※二次募集の限度額は、各活動規模の限度額の2分の1とする

【令和7年度募集 スケジュール】

	活動時期	申請・交付決定スケジュール
一次募集（募集終了）	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	○申請：令和6年10月1日～11月19日 ○交付決定：令和7年4月（予定）
二次募集	令和7年10月1日 ～令和8年3月31日	○申請：令和7年5月1日～6月17日 ○交付決定：令和7年9月（予定）

※助成の対象や詳しい申請方法等は子どもゆめ基金サイトをご確認ください。

<https://yumekikin.niye.go.jp/.jp/>



質問受付フォーム

- 今回説明した内容に関する質問がある場合は、次のURLから質問受付フォームにアクセスし、入力の上送信してください。
<https://forms.office.com/r/PvHR7Cmtzm>
- 2月10日（月）までに受け付けた質問のうち、特に多かった質問等に対して、2月中旬を目途に文書で回答します。